



## ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり

2e1

ひとにやさしく健康で安らげるまち になると

- (1) 人権
- (2) 男女共同参画
- (3) 地域福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 障がい者福祉
- (6) 低所得者福祉
- (7) 保健・医療
- (8) 社会保障
  - ①国民健康保険
  - ②後期高齢者医療保険
  - ③介護保険
  - ④国民年金

2e2

子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち になると

- (1) 子どものまち
- (2) 児童福祉
- (3) ひとり親家庭等の福祉

2e3

たくましく生きる力を育むまち になると

- (1) 教育行政
- (2) 学校教育
  - ①幼稚園教育
  - ②義務教育
- (3) 大学連携

2e4

生きがいあふれるまち になると

- (1) 生涯学習
- (2) 図書館
- (3) スポーツ・レクリエーション
- (4) 文化振興



(1)人権

## 01 人権の尊重

～一人ひとりを大切にするまち～

### 現況と課題

- 1 だれもが安心して生きがいのある生活ができる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されることが必要です。しかしながら、同和問題をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する偏見や差別は、今なおさまざまな形態で存在しています。
- 2 本市の同和問題は、これまでの取り組みにより、事業面の整備については地区内外の格差は是正されてきています。しかしながら、大学などへの進学率をはじめとする教育問題やこれと密接に関連した不安定就労問題などの格差がなお存在するなか、高度情報化社会におけるインターネットを利用した差別書き込みなど新たな課題も生じており、教育・啓発の分野ではまだ課題が残っています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効、「鳴門市第三次同和対策総合計画」の終了などにより、特別対策による同和対策事業は終了しましたが、引き続き同和問題の解決を人権問題の重要な柱としてとらえ、人権の尊重されるまちづくりに取り組んでいます。
- 3 本市の人権推進は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示す「鳴門市人権条例」、「教育振興計画」などをふまえながら、市民との協働により、すべての基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。近年ではインターネットや携帯電話による新たな人権侵害が増加傾向にあり、変化する社会情勢に応じた取り組みが求められています。
- 4 学校人権教育においては、人権を尊重する態度や行動を育成するため、「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」などをふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図る人権学習に取り組むとともに、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進しています。また、毎年、鳴門市人権教育研究大会を開催し、保育所、幼稚園、小・中学校の公開授業(保育)や学校教育・社会教育の分科会研究討議などを行い、人権教育の実践的研究を深め、人権教育の改善・充実を図る取り組みを推進しています。  
今後は、学校(園)を核とした、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をより一層推進し、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に努める必要があります。
- 5 社会人権教育においては、すべての市民が、人権問題の重要な課題として同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、これまでの同和教育の成果や手法を活かした人権教育の構築を図り、講演会、研修会を開催するとともに、各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業などで学習活動を推進しています。また、鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会の活動を支援する他、同和問題解決への取り組みを通して市民の人



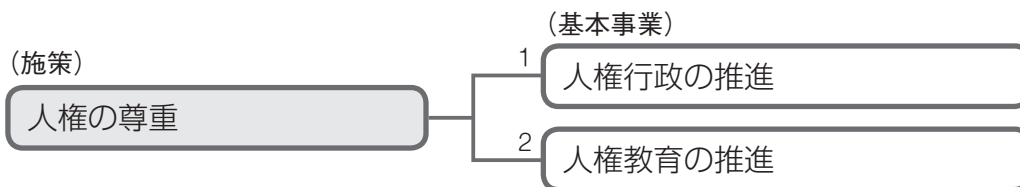
権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実や活発化に努めており、今後もこれらの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。

- 6 人権地域フォーラムをはじめとする啓発事業の実施については、市公式ウェブサイトなどの活用により広く周知しており、研修内容についてはケーブルテレビや広報などを通じて幅広く紹介することにより、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めています。今後はその意識が人権を尊重する行動につながるような啓発手法を創り上げることが求められています。人権行政を推進していくなかで、行政・鳴門市人権教育推進協議会・地区人権教育推進協議会などが協働し、人権啓発をより効果的・組織的に実施していくことが必要です。

## 基本方針

人権尊重社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などのさまざまな人権問題に対し、基本的人権の尊重という普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、あらゆる差別解消に向けた人権教育・啓発の取り組みを市民と一体となって積極的に推進します。学校人権教育においては、人権教育の改善・充実を図り、人権尊重の態度や行動を育成し、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決する確かな人権教育を推進します。また、社会人権教育においても、すべての市民がさまざまな人権問題を解決する意欲と実践力を高められるよう、学習内容・手法の改善・充実及び学習機会と場の拡充を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 人権行政の推進

#### (1)人権意識の高揚

すべての市民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発冊子の作成・配布や、人権セミナー・人権地域フォーラム・ヒューマンライツメッセージなどの実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ継続的に啓発事業などのさまざまな施策を推進します。

#### (2)人権相談体制の充実

- ①法務局や人権擁護委員との連携を強化し、人権相談日の開設や電話による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- ②インターネットによる人権侵害が新たな社会問題として増加していることから、モニタリングの実施やインターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置し、関係機関との連携により人権侵害の解消に努めます。

### (3)施設の活用

人権福祉センター・川崎会館については、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとして、女性のためのカウンセリングなどをはじめ各種相談や住民交流、人権啓発を図る文化祭など広く人権に係る事業を総合的に実施していきます。

## 2 人権教育の推進

### (1)学校人権教育の推進

- ①人権教育の推進者として、教職員の資質の向上を図るため、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進します。
- ②「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などの知見をふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため「体験を通じた学習」を重視した人権学習に取り組み、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図ります。
- ③同和教育の成果や手法等への評価をふまえ、人権教育のさらなる改善・充実を図ります。
- ④校種間の連携を密にし、研修や情報交換を行い、発達段階をふまえ、地域の実情に応じた系統的な人権教育の推進を図るとともに、地域の資源を活用した授業・教材づくりに努めます。

### (2)差別の現実から学ぶ

具体的な個人権課題の学習を進めるにあたって、人権問題に関する知識を得るだけでなく、それぞれの人権課題に関わる当事者等の思いや願いの理解を深める人権教育の創造を図ります。

### (3)一人ひとりを大切にする教育の充実

「自分も大切 他の人も大切」の価値観を子どもたち一人ひとりに育み、自己実現・人間関係(仲間づくり)・共生の視点から一人ひとりを大切にする教育の充実を図ります。

### (4)学校・家庭・地域社会との連携

- ①学校における人権教育を家庭、地域に向けて情報発信し、家庭、地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- ②学校を核として学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進し、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりに努めます。

### (5)社会人権教育の推進

- ①社会教育関係の指導者や職員の研修を充実し、指導体制の強化に努めます。
- ②各種学級・講座、団体・機関、企業などでの同和問題をはじめとするさまざまな人権問題学習の推進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充を図り、視聴覚教材や資料の充実など、魅力ある学習内容・手法の創造・充実を図ります。
- ③鳴門市人権教育推進協議会や地区人権教育推進協議会、企業部会の活動支援に努めるとともに、「鳴門市人権教育推進強調月間」における啓発活動をはじめ、各種講演会、啓発パンフレット等の作成と配布など、あらゆる機会と場をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。



## (2)男女共同参画

# 02 男女共同参画社会の実現

～お互いを認め合うまち～

### 現況と課題

- 1 昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、女性の地位向上に向けた活動が展開され、我が国でも男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とした男女共同参画社会基本法が公布・施行され、日本における男女平等への環境整備は大きく前進しました。しかし、今なお女性の政策決定の場への参画は不十分であり、職場・地域・家庭においても、女性が不利益な扱いを受ける性別役割分担意識が根強く残っています。
- 2 本市では、平成13年(2001年)3月に「鳴門パートナーシッププラン」を、平成23年(2011年)3月には、新たにDV\*防止基本計画を包含した「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、プランに基づき時代に即応した施策を積極的に展開することにより、男女共同参画社会の構築に努めています。また、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成するため、平成24年(2012年)2月には「男女共同参画宣言都市」を宣言し、平成25年(2013年)には「男女共同参画推進条例」を制定する予定です。
- 3 男女共同参画社会の実現には、男女平等への意識改革が重要であり、男女共同参画セミナーや広報、職員による学校や地域への出前講座、パンフレット作成・配付等により積極的に啓発活動を行っています。また、政策形成・意思決定の場への男女共同参画は21世紀社会の基盤となるものです。本市では、政策決定の場への女性の参画を促進するため、審議会委員などの女性委員登用比率について、平成22年(2010年)までに40%達成をめざしていましたが、目標達成には至りませんでした。以後も目標値を維持し、女性委員が登用されていない審議会等の解消に努めていますが、そのためには、女性の活躍の場を広げ、あらゆる分野への参画の基礎となる自立をめざした能力開発を促進し、人材の育成と発掘を進めることが必要です。さらに、女性の基本的人権の侵害となるDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクハラ(セクシュアル・ハラスメント)など、女性に対するあらゆる暴力の根絶と救済支援のため、関係機関との連携システムを拡充し、女性相談など相談業務の充実が求められています。こうした課題を克服するため、鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージにより推進されている施策の進捗状況を把握し、より一層の施策展開に取り組む必要があります。
- 4 DV被害者の一層の早期発見と救済支援につなげるため、平成23年(2011年)度から、女性支援センター『ぱあとなー』を「女性子ども支援センター」に拡充し、新たに家庭児童相談員を配置しました。学校等の関係機関との連携を強化し、DV・児童虐待の防止啓発に努めるとともに、DV被害者とその子どもへの迅速かつ円滑な支援の推進により、ここに寄り添うワンストップ支援を遂行し、DV被害者の経済的・精神的自立までをサポートすることが求められています。

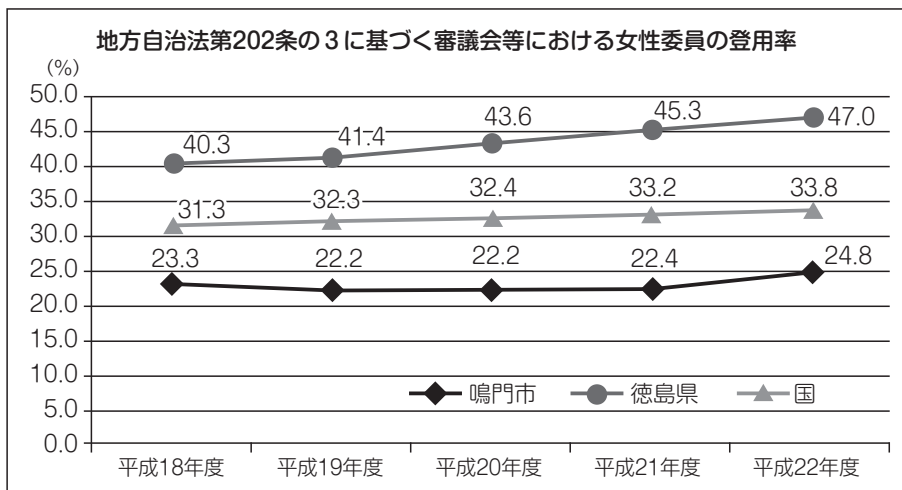
前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

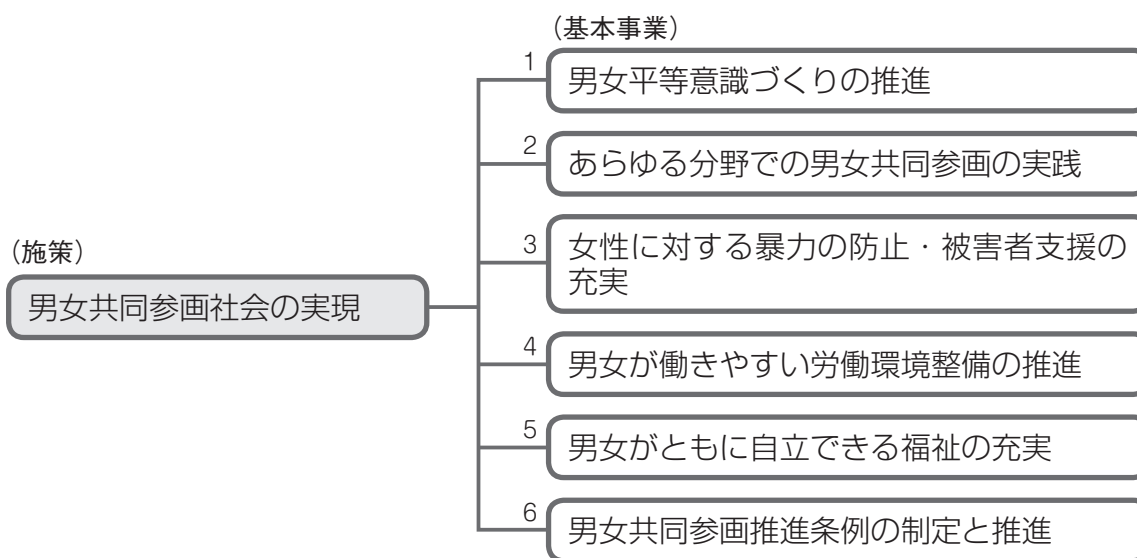


(資料：人権推進課「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」)

## 基本方針

男女共同参画社会基本法の理念のもと制定する男女共同参画推進条例に基づき、ジェンダー\*にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として互いを認め合い、社会のあらゆる分野において自己の能力を最大限に発揮し、男女がともに利益も責任もわかちあえる社会づくりを推進します。また、女性の人権を侵害するDVの早期発見、救済及び予防啓発に努め、暴力を次世代に引き継がない環境づくりを推進します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 男女平等意識づくりの推進

男女共同参画の推進に向け、学校教育・社会教育・家庭教育・マスメディアの情報など、あらゆる場においてジェンダーに敏感な視点の育成や啓発活動の推進に努めることにより、ジェンダーに縛られた見方や考え方を解消し、男女平等意識づくりを推進します。



## 2 あらゆる分野での男女共同参画の実践

- ①審議会などの委員、政策・方針決定等への女性の積極的参加を図るため、女性グループの活動促進や女性リーダーの育成により人材の発掘及び育成に努めます。また、社会活動への参加を推進し、男女の経済的・生活的自立をめざした能力開発の推進を行います。
- ②国際交流・国際的活動への男女平等参画を実践し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進することで、男女共同参画社会の実現を図るための施策を推進します。
- ③家庭内での男女の対等な関係をもとに、男性と女性がともに家庭責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- ④防災分野における男女共同参画を推進し、男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めます。

## 3 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

暴力を許さない社会づくりを推進するため、学校や地域で出前講座を実施し、意識変革やDV予防啓発、早期発見に努めます。女性子ども支援センター「ぱぁとなー」を拠点としたワンストップ支援を遂行することでDV被害者の保護と救済支援体制を強化し、被害者の精神的・経済的自立までをサポートする体制づくりに努めます。

## 4 男女が働きやすい労働環境整備の推進

職場における労働条件の整備・労働状況の改善を推進し、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい労働環境の整備を進めます。

## 5 男女がともに自立できる福祉の充実

男女が互いを思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう、社会福祉の充実と一生涯の健康保障を図ります。

## 6 男女共同参画推進条例の制定と推進

「男女共同参画推進条例」を制定し、各種計画の策定や政策の決定等に当たっては男女共同参画の視点を反映させ、あらゆる分野での施策を市民等との協働により着実に実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを進めます。





### (3)地域福祉

## 03 地域福祉の総合的推進

～みんなで支え合うまち～

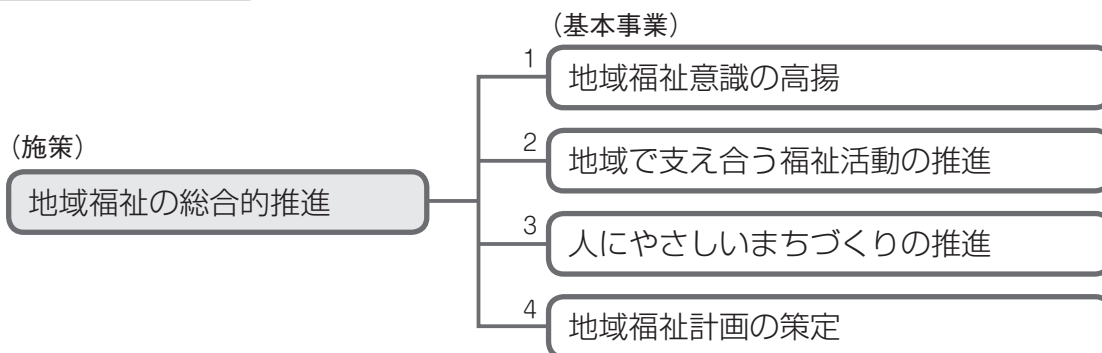
#### 現況と課題

- 1 地域社会のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現しようとする理念のもと、平成12年(2000年)に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されました。少子高齢化が進展し、世帯構成の変化とライフスタイルの多様化が進むなか、思いやりを持って他を助け支えあう福祉社会づくりが求められています。そのためには、行政、社会福祉事業者、ボランティア・NPO法人\*、市民などが連携・協働し、地域でだれもが必要となきときに、ニーズに応じた福祉サービスを気軽に利用できる総合的なサービス提供体制の充実が必要となっています。
- 2 地域福祉の主体である市民などの参画を得て、地域における要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにするとともに、ボランティア・NPO法人、市民などと連携・協働し、地域福祉を総合的・計画的に推進することが求められています。このため、県が示した市町村地域福祉計画策定ガイドラインをふまえ、国の社会保障制度改革や市の個別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉計画を策定する必要があります。

#### 基本方針

地域で思いやりを持って助け合い支え合う福祉社会づくりのため、社会福祉協議会、民生委員児童委員やボランティアなどの活動の推進を図るとともに、市民の福祉意識を高め、地域福祉活動への積極的参加を促進します。また、地域福祉の担い手である各種団体や地域住民などの参画のもと、福祉の施策全般を包括した地域福祉計画を、社会保障制度改革と整合性を図りながら策定し推進します。

#### 施策体系図





## 主要な施策の内容

### 1 地域福祉意識の高揚

#### (1)地域福祉の意識啓発

福祉に対する理解と意識を高め、身近な地域の福祉活動に積極的に参加する意識の醸成を図り、協働による地域福祉を推進するため、広報などによる啓発活動を推進します。

#### (2)実践的な福祉教育の推進

学校教育・社会教育などにおいて、福祉に関する学習を充実し、ボランティア活動、病院や老人ホームなどとの交流活動など、実践活動の拡大を図ります。

### 2 地域で支えあう福祉活動の推進

#### (1)社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携の強化を図ります。

#### (2)民生委員児童委員の活動充実

地域における福祉活動の担い手である民生委員児童委員及び主任児童委員の研修を充実し、資質の向上を図るとともに、地域に密着した活動の活発化を図ります。

#### (3)ボランティア活動の促進

市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、福祉関係NPO法人などに対する活動の支援を行います。

### 3 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者などが地域社会で安心して暮らせる環境づくりのため、誘導ブロックの設置、段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置などバリアフリー\*のまちづくりを進め、あわせて人にやさしいまちづくりについての市民の理解と協力を促進するための啓発を行います。

### 4 地域福祉計画の策定

地域で思いやりを持って助け合い支え合う福祉社会づくりのため、地域福祉の主体となる市民などの参画のもと、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発展、地域福祉活動への住民参加など、福祉の施策全体を包括した地域福祉計画を国の社会保障制度改革と整合性を図りながら策定し推進します。

(4)高齢者福祉

## 04 高齢者福祉の推進

～いつまでも元気にいきいき暮らせるまち～

### 現況と課題

- 1 本市における65歳以上の高齢者は、平成16年(2004年)3月31日には14,756人で人口64,932人に占める割合(高齢化率)は22.7%でしたが、平成23年(2011年)3月31日現在、人口が62,137人と減少しているなか、高齢者数は16,196人と増加を続け、高齢化率は26.1%となっています。民生委員児童委員の平成23年(2011年)10月の調査で、一人暮らし高齢者は1,581人となっており、年齢別人口構成から今後も少子高齢化が進展することはほぼ確実で、一人暮らし高齢者や高齢者だけで構成される世帯の増加や、医療・介護・福祉ニーズの増大は避けられない状況となっています。
- 2 本市では3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進展する状況下、高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいづくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。
- 3 平成18年(2006年)度の介護保険制度改正で創設された地域支援事業では、高齢者の自立支援と介護予防を推進することや、包括的支援事業及び任意事業の実施により地域社会全体で高齢者を見守り支援することを定めていますが、これらの取り組みは高齢者福祉の施策と密接に関連し合っており、相互に補完し合いながら高齢者施策を推進していかなければなりません。
- 4 高齢者を取り巻く種々の課題に包括的に対応するため、平成22年(2010年)度から高齢者福祉部門と介護保険部門を統合した長寿介護課を新設し、あわせて高齢者総合相談窓口を開設しましたが、これらの業務を一層拡充・推進するとともに、医療・住宅・防災・就労などの関係部局とも連携した施策の展開が必要です。  
また、行政組織だけでなく、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区自治振興会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、婦人会などの各種団体、NPO法人\*やボランティアグループなどの組織や地域住民の皆さんと連携した総合的・包括的な高齢者支援が重要です。

### ■65歳以上人口の推移

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	64,575	64,923	64,620	63,200	61,513
65歳以上人口	9,954	12,140	13,991	15,124	16,323
総人口に占める比率	15.4	18.7	21.7	23.9	26.7
ひとり暮らし高齢者(世帯)	952	1,288	1,715	2,016	2,393

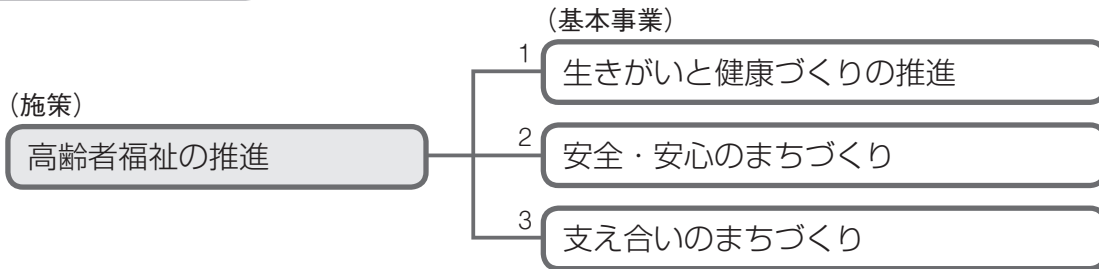
(資料：総務省「国勢調査」)



## 基本方針

高齢者一人ひとりが健康増進・介護予防に努め、生きがいを持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図るとともに、市民全体で見守り支え合う体制の構築を図るため、3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉サービスなどの総合的かつ計画的な拡充に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 生きがいと健康づくりの推進

#### (1)社会参加の促進

- ①シルバー大学・趣味の教室・シルバースポーツなど、生涯学習の活動の場の確保に努めるとともに、いきいき・なるボランティアポイント事業などを通じてボランティア活動への参加を促進し、高齢者が生きがいを持って日常生活を送れるように努めます。
- ②シルバー人材センターの活動支援や事業者に対する高齢者雇用の啓発に努めるなど、就労機会の拡充を図ります。

#### (2)老人クラブの活性化

- ①健康(ヘルス)・友愛(フレンドシップ)・奉仕(サービス)の老人クラブ全国三大運動を軸に、老人クラブ連合会及び単位クラブの活動活性化の支援を行います。
- ②会員数の増強に努めるとともに各専門委員会や介護予防リーダーの活動の活性化、交通安全・防災・防火、多世代交流などの多岐にわたる活動推進を支援します。

#### (3)健康づくりと自立支援・閉じこもり予防の推進

- ①介護保険の地域支援事業と連動して、一次予防\*事業対象者の健康増進・介護予防を図り、高齢者が自立した生活を営めるよう支援します。
- ②平成24年(2012年)度末に市営バス事業からの撤退が予定されていますが、新たな形態での老人無料乗車券交付事業の継続や、各種外出支援策を推進します。

#### (4)高齢者用施設の活用

高齢者が生きがいを持って社会参加や交流活動を行えるよう、老人福祉センター、老人憩いの家、老人趣味の作業室などの有効活用に努めます。

### 2 安全・安心のまちづくり

#### (1)居住環境の向上

公共施設のバリアフリー\*化などをはじめとしたユニバーサルデザイン\*のまちづくりを推進し、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境整備に努めます。

## (2)高齢者の住宅の確保

低所得高齢者などの市営住宅への優先入居制度や徳島県居住支援協議会住宅情報検索システムなどを活用した、高齢者の住宅確保支援を行います。また、民間企業によるサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいづくりを支援するとともに、情報提供に努めます。

## (3)防災対策の推進

地区自治振興会、婦人会、消防分団などと連携した自主防災会の整備・活用を推進するとともに、鳴門市避難支援プランに基づいた個別計画を策定し支援に努めます。

# 3 支え合いのまちづくり

## (1)在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

## (2)施設福祉サービスの適正実施

市内外において、高齢者福祉施設サービスの適正実施と有効活用、地域に開かれた運営に努めます。

## (3)高齢者見守りネットワークの構築、活用

地域包括支援センターを核として、民生委員児童委員、老人クラブ連合会、地区自治振興会、社会福祉協議会、その他団体、民間協力機関などと連携した高齢者の見守り強化に努めます。





## (5)障がい者福祉

# 05 障がい者福祉の推進

～だれもが自立して社会に参加できるまち～

### 現況と課題

1 障がい者福祉の分野においては、平成17年(2005年)10月に障害者自立支援法が制定され、障害種別ごと縦割りになっていた福祉サービスが「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編されました。また、平成22年(2010年)10月に障害者自立支援法が改正され、利用者の定率負担(応益負担)の原則が廃止となり、負担能力に応じた負担(応能負担)とされました。

障害者自立支援法に基づき障害福祉計画の作成が義務付けられたこととともない、平成19年(2007年)3月に「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」を、平成21年(2009年)3月に「第2期鳴門市障害福祉計画」を作成し、さらに一層の障がい者福祉施策の推進に努めているところです。

今後も障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、この計画に基づきながら、障がい者の多様なニーズに的確に対応していくための基盤整備を図っていくとともに、障がいのある人の個性と人格の尊厳を重視した、障がい者福祉施策を推進していくことが求められています。

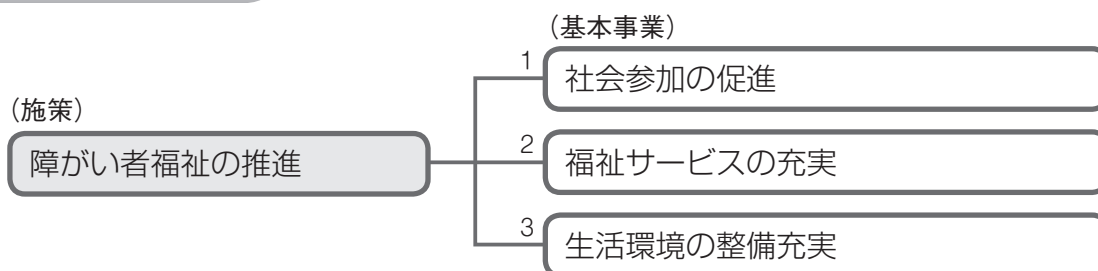
また、自閉症や学習障がいなどの発達障がい近年注目されていますが、乳幼児期における早期発見から、療育・教育・就労まで一貫した支援が求められており、平成17年(2005年)に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がい者(児)の自立及び社会参加をめざして関係機関と連携した支援が求められています。

2 また、平成21年(2009年)8月の政権交代により、障害者自立支援法は廃止され、平成25年(2013年)8月までに障害者総合福祉法(仮称)の制定が予定されており、障害者制度改革の進行を注視する必要があります。

### 基本方針

市民がお互いの個性と人格を尊重しあい、地域社会でいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、障がい者が地域社会の中で自立し、積極的に社会参加できるよう、「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進します。

### 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 社会参加の促進

#### (1)啓発・広報の充実

市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに地域で生きる社会の実現をめざして、広報や市公式ウェブサイトなどを活用し広報・啓発に努め、障がい者に関する正しい理解と認識を促進します。また、学校教育・社会教育の場において市民への福祉教育の拡充と充実に努めます。

#### (2)地域生活支援の促進

①障がい者の社会参加の促進を図るため、リフト付きワゴン車の活用や移動支援、コミュニケーション支援などを進めるとともに、利用者同士が交流の場や憩いの場としても活用できる地域活動支援センターの利用を促進します。

②NPO法人\*などとの連携を強化し、ボランティア活動など、障がい者が社会参加できる機会の拡充に努めます。

#### (3)雇用・就労支援の充実

障がい者のニーズに応じた支援が行えるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携強化を図り、雇用促進に向けたネットワークを構築し、情報の収集と提供に努めるとともに、就労の場の確保など就労の支援を進めます。

#### (4)文化・スポーツ活動の振興

文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の社会参加を促進するとともに、機能訓練、心と体の健康維持増進に役立てます。また、各種スポーツ教室や障がい者スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努めます。

### 2 福祉サービスの充実

#### (1)生活の安定

自立支援医療の給付、重度心身障害者等医療費の助成、各種所得保障制度などの利用を促進します。

#### (2)在宅支援の充実

障がい者の自立生活を促進するため、訪問系サービス・日中活動系サービスの活用を積極的に進めるとともに、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。

#### (3)居住系サービスの充実

障がい者の自立を促進するため、障がい者の住まいの場としての居住系サービスを十分に活用するとともに、関係機関と連携を図りながらサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

#### (4)相談・支援体制の充実

相談者の多面的なニーズに的確に応えるため、相談、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援等の相談支援事業の充実を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を通じて相談支援事業の持続的発展が可能なシステムづくりと、人材の確保に取り組みます。

### 3 生活環境の整備充実

#### (1)地域活動支援センターの充実

障がい者が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図るため地域活動支援センターの充実に努めます。



(2)障がい者用施設の整備・充実

障がい者のさまざまな活動拠点としての機能を果たせるよう、障害者会館などの整備・充実に努めます。

(3)住環境の改善

重度身体障害者住宅改造費助成・住宅改修費の助成や福祉ホーム利用助成の活用を図るとともに、公営住宅の整備にあたっては、障がい者にも配慮した居住環境の改善に努めます。

(4)地域ぐるみの安全・安心の確保

災害時などにおいて障がい者が安全に避難できるよう、関係機関や地域住民と連携を図り、地域での支援体制の整備に努めます。また、障がい者の権利を擁護するために成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進します。

(5)教育・療育体制の充実

教育機関と保健・医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、それぞれの段階にわたって一貫した教育・療育が行われるよう体制の整備に努めます。



## (6)低所得者福祉

# 06 低所得者福祉の推進

～頑張る力を応援するまち～

### 現況と課題

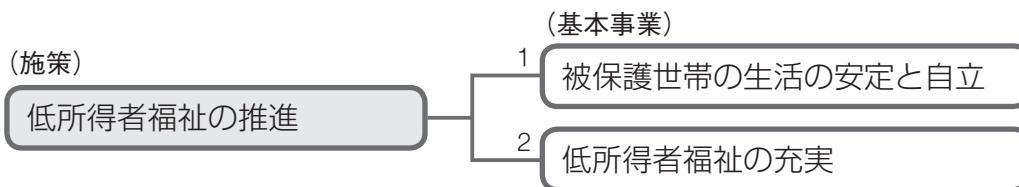
- 1 本市における生活保護世帯は、平成16年(2004年)度の月平均345世帯から平成22年(2010年)度は494世帯と増加しており、全国的にもこうした傾向がみられます。少子高齢・人口減少社会の到来、家族形態の変容、就業形態の変化など社会状況は大きく変わり、今後も経済環境の低迷が続けば生活保護世帯の増加が予測されます。

低所得者などへの適正な生活保護制度の運用に努めるとともに、低所得者が経済的、日常生活的に自立し、広く社会生活的にも自立し安定した生活が送れるよう支援するため、実情に即した相談・援助業務などを充実させ、セイフティネットとしての役割を果たしていく必要があります。

### 基本方針

低所得者の福祉増進を図り、安定した生活を確保するため、生活保護制度の適正な運用に努め、被保護世帯の生活援助及び自立に向けた支援を充実させるとともに、生活福祉資金などの活用により生活能力の向上と経済的、社会生活的な自立を促します。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 被保護世帯の生活の安定と自立

被保護世帯については、民生委員児童委員や関係機関と連携しながら、訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。また、就労支援対策などの充実により経済的自立を図るとともに、日常生活や広く社会生活的にも自立し安定した生活を確保するため、援助・支援に努めます。

#### 2 低所得者福祉の充実

低所得者の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金など各種施策や制度の周知と活用を促進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。



## (7)保健・医療

# 07 健康・医療対策の推進

～健康でいきいきと暮らせるまち～

### 現況と課題

- 1 老人保健法が改正され、これまでの基本健康診査が、平成20年(2008年)度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査になるとともに、医療保険者に対して加入者への実施が義務化されました。さらに、その結果に基づき特定保健指導を行うこととされていることから、より一層健康意識の高揚を図りながら、受診率を高めていく取り組みが必要となります。
- 2 母子保健事業においては、1歳6か月児健康診査など発達段階に応じた乳幼児健康診査、妊婦への出産・育児指導などを行っています。今後は、「心を育てる指導」が重要であり、それぞれの健診や相談時において精神面・身体面で経過観察が必要とされた子どもたちに対して継続した関わりを持つとともに、保護者の支えとなるような援助を行う必要があります。  
また、幼児期の子どもの発達支援事業として、関係部署と協力をしながら、医師や臨床心理士などを保育所や幼稚園に派遣し、保護者の相談や支援を行う取り組みを進めていくことも重要です。  
さらに、妊婦に対する心遣いをお願いするため、平成19年(2007年)度に導入したマタニティマーク\*制度を普及させ、健やかなマタニティライフの確保への取り組みが必要です。
- 3 生活習慣病とは、食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に起因する病気であり、健康的な生活習慣を確立することによりその発症を防ぐことが可能です。また、将来にわたって生活習慣病を予防していくため、乳幼児期から適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や食事づくりができる力を育てる「食育」が重要です。そこで、福祉・教育・保健が連携した「食のネットワーク」組織を強化し、「食育」を推進する必要があります。また、市民が主体の健康づくりの普及啓発活動をする食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成及び育成支援を行う必要があります。
- 4 感染症については、これまでのように発生してから防疫措置を講じるだけではなく、その発生・拡大を普段から防止するための啓発活動を行うとともに、発生時には早急かつ適切な対応が必要です。
- 5 救急医療については、1次(休日・夜間)が鳴門市医師会による在宅当番制により、2次が東部Ⅱ医療圏(1市5町)における6病院の病院群輪番制及び救急告示医療機関により、3次が県立中央病院及び徳島赤十字病院に併設されている救急救命センターにより、それぞれ対応する体制が確立されています。さらに、徳島大学附属病院救急部においても、3次救急患者を受け入れる体制が整備されています。  
また、少子化が進むなか、安心して子どもを生き育てる環境を整備するため、小児救急の受け入れ体制の充実を進めてきており、東部地区(4市7町1村)では、小児の休日・夜間における急な疾病に対応しています。

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

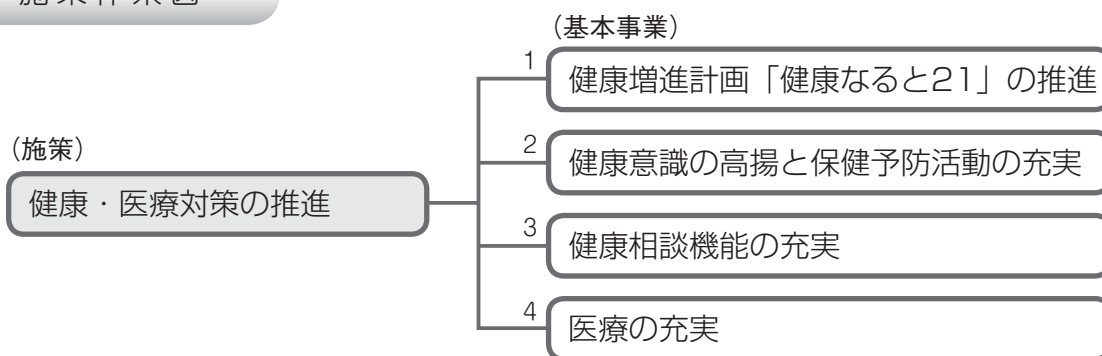
基本目標4

6 生活習慣病の予防と健康的な生活環境の整備を目的として、平成17年(2005年)に市民参加により策定した健康増進計画「健康なると21」に基づき、健康意識の高揚と健康寿命の延伸を図るべく、行政、企業、地域社会などあらゆる団体が連携、「笑顔、ふれあい、元気のあるまちなると」の実現に努めています。平成24年(2012年)度には計画の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みの評価を行い、その結果に基づいた「第2次健康なると21」を策定し、新たに市民の健康づくりをより一層推進することが必要です。

## 基本方針

生涯を通じた健康づくりを基本に置き、市民自ら健康の増進に努めることができるよう、健康意識の高揚と保健予防活動の充実を図るとともに、行政、地域社会、企業などあらゆる団体との連携を図りながら、「健康なると21」の実現に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健康増進計画「健康なると21」の推進

- ①肥満、高血圧、脂質異常症などに起因して起こる生活習慣病を予防する事により、健康寿命の延伸を図りながら健康意識の高揚に努め、健康的な生活環境整備に取り組みます。
- ②乳幼児期から正しい食生活が身につくよう「食のネットワーク」機能の強化に努めます。
- ③食生活の改善や食育の推進を図るため、食生活改善推進員(ヘルスメイト)の養成及び育成支援を行い、市民が主体の健康づくりの普及啓発活動による「郷土の食育」を推進します。
- ④たばこ・アルコールへの取り組みを強化し、禁煙・適正飲酒の実行に努めます。
- ⑤心の健康づくりや自殺予防について、知識や理解を深めるため、市民に情報提供するなど各関係機関との連携強化により取り組みます。

### 2 健康意識の高揚と保健予防活動の充実

#### (1)健康増進法による保健事業の推進

- ①各種がん検診等の実施により、がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的に取り組みます。
- ②お元気SUN ROOM(健康相談プラザ)での相談機能の充実を図ります。
- ③各種健診・相談時における40歳以上の交付希望者に健康手帳を交付し、市民の健康管理のために有効に活用されるよう周知します。



- ④健康運動教室や健康栄養教室、各種講演会等の実施により、知識や技術の普及を図ります。
- ⑤生活保護者を対象とした基本健康診査については、経年的にデータを分析し、継続した健康管理及び助言・指導が必要な人には、訪問等により効果的な保健指導を行います。

#### (2)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の実施

特定健康診査の健診結果に基づく特定保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保健指導の充実を図ります。

#### (3)母子保健事業の推進

- ①妊婦一般健康診査事業として、妊娠全期間を通じて健康診査費を助成します。
- ②母子手帳交付時にマタニティマーク入りキーホルダを交付するとともに、妊婦への思いやりと心遣いをお願いするため、マタニティマーク制度の周知に努めます。
- ③妊娠・出産に際し適切な医学的管理と保健指導が行われ、出産後も安心して子育てができるよう、生活環境や子どもの発達状況に応じた個別の相談・指導に努めます。
- ④発達段階に応じた乳幼児健診などの受診率の向上や未受診者の把握に努めるとともに、医療機関・中央こども女性相談センターなどとの連携を強化し、経過観察児に対する積極的な事後フォローを図ります。

#### (4)子どもの発達支援事業

子どもの健やかな成長・発達段階を支援するため、関係部署と協力しながら、保護者や子育てに関わる関係者が、医師や臨床心理士などの専門家の指導や助言のもと、子どもへの関わり、子どもの能力を育てていくための取り組みを進めます。

#### (5)歯科保健指導の充実

- ①歯科医師会の協力を得て、歯科保健に関する啓発活動を行います。
- ②1歳6か月児、3歳児健康診査時などに歯科検診及び歯科保健指導を実施し、また、1歳6か月児健康診査受診児に対してフッ化物塗布を推進し、虫歯予防に努めます。また、成人についても歯科相談を実施し、快適な生活維持に努めます。

#### (6)結核予防・予防接種の推進

- ①乳幼児については接種可能年齢児に対する通知や個人の接種歴にあわせた接種勧奨を、児童・生徒については学校との連携などを図ったうえでの接種勧奨を、高齢者のインフルエンザに関しては広報や健康増進事業を通じた周知徹底を、それぞれ行うことにより、予防接種の接種率の向上に努めます。
- ②安全な予防接種体制づくりをさらに進めるとともに、副反応や健康被害の発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- ③結核予防については、ハイリスク者に働きかけを行います。

#### (7)感染症対策の強化

感染症に関する啓発活動を行うとともに、発生時には徳島保健所など関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

### 3 健康相談機能の充実

「お元気SUN ROOM(健康相談プラザ)」において、保健師・看護師・栄養士が妊産婦・育児・栄養・健康づくりなどに関する相談を行います。今後も、利便性の向上を図り、市民の健康増進に努めます。

## 4 医療の充実

### (1)保健・医療・福祉の連携強化

医療機関の通院者・退院者などで、日常生活上保健指導が必要な場合、医療機関との相互の情報交換を進めるなど、効果的な地域保健活動を推進します。

### (2)救急医療の充実

医療や行政等関係機関との連携強化を図り、救急医療及び小児救急体制の充実に努めます。

### (3)連絡会の開催

健康保険鳴門病院、鳴門市医師会、徳島県歯科医師会鳴門市支部及び徳島県薬剤師会鳴門市支部との連絡会を開催し、市民の健康増進を図るため、各団体間の連携強化に努めます。

### (4)地域医療の充実

本市地域医療の中核病院である健康保険鳴門病院と市民のつながりをより密接なものとするため、市民参加を積極的に支援する鳴門市と健康保険鳴門病院との連携事業を推進します。



おやこの食育教室の様子



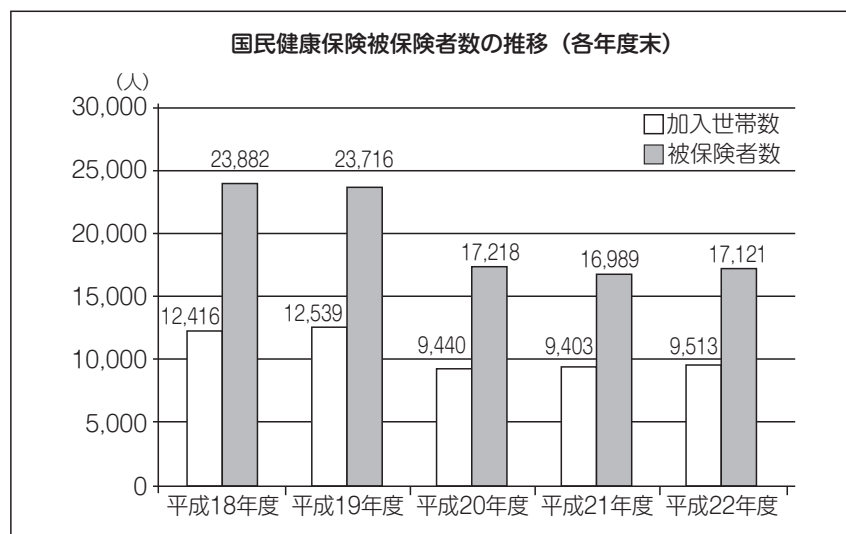
(8) 社会保障(①) 国民健康保険

## 08 国民健康保険制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

### 現況と課題

- 1 平成22年(2010年)12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめにおいて、後期高齢者医療制度の廃止後、現在、後期高齢者医療制度に加入されている多くの方が国民健康保険の被保険者となる方向性が示されました。この制度の移行に際し、75歳以上についての財政運営は都道府県単位で行い、事務は都道府県と市町村が分担と責任を明確にしつつ、共同運営する仕組みとなる予定です。
- 2 本市では、従来からの課題である適正な賦課収納による国民健康保険財政の健全化、診療報酬明細書の点検などによる医療費適正化、生活習慣病予防に着目した特定健診・特定保健指導の推進に加え、予定される制度改正への迅速かつ適切な対応を行うことが必要となっています。
- 3 将来的には、後期高齢者医療制度廃止から5年後を目標に、全年齢での国民健康保険の都道府県単位化が図られる予定となっています。

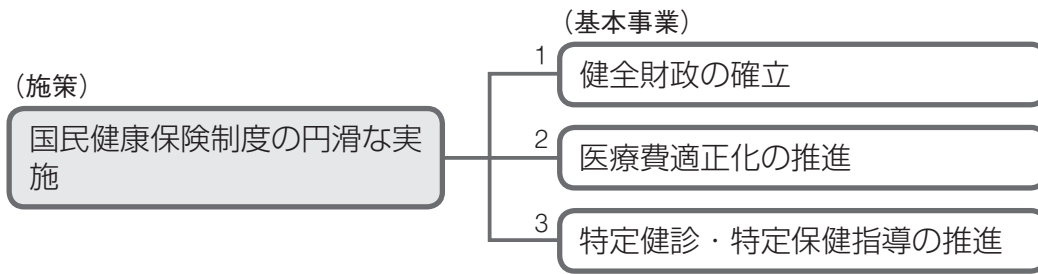


(注) 75歳以上被保険者は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行 (資料: 保険課)

### 基本方針

保険料賦課の適正化、収納率の向上、医療費の適正化の推進などにより、被保険者間の負担の公平、財政の安定に努めるとともに、平成20年(2008年)度から医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導事業に取り組み被保険者の健康意識の高揚を図ります。また、予定される医療制度改革への迅速かつ適切な対応を行います。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健全財政の確立

- ① 応能割合・応益割合を勘案した適正な賦課に努め、平準化を図るとともに、滞納者対策の充実などにより、収納率の向上と負担の公平化を進めます。
- ② 財政調整基金については、財政基盤の確立や将来における医療費負担の急激な増加に対応するため、継続的な保有に努めます。

### 2 医療費適正化の推進

- ① 診療報酬明細書などの点検や縦覧点検の拡充、医療費通知等の実施等により、医療費の適正化に努めます。
- ② 人間ドックや脳ドック助成事業など保健事業を継続実施し、健康の維持・増進と疾病の早期発見・早期治療に努めます。

### 3 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診の推進を行い、健診の結果メタボリックシンドローム\*該当者ならびに予備軍と判定された受診者に対する特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)についても積極的に行い、生活習慣病などの予防に努めます。



(8) 社会保障 (②) 後期高齢者医療保険

## 09 後期高齢者医療制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

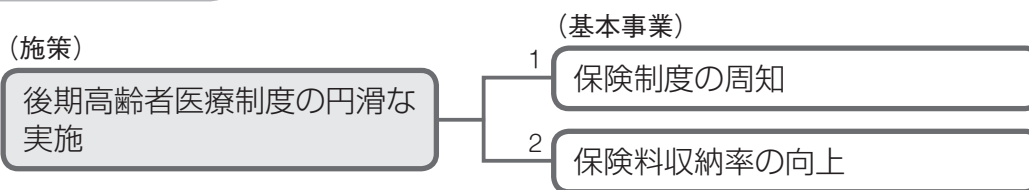
### 現況と課題

- 1 平成20年(2008年)4月より老人医療制度が廃止され、新たに75歳(一定の障がいを持つ人は65歳)以上のすべての人が加入する「後期高齢者医療制度」が始まり、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合」が保険者として、保険料の決定や医療を受けた時の給付などを行っています。
- 2 本市では、保険料の徴収・申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務を行っており、市内在住の被保険者の窓口となることから円滑な運用に努めています。
- 3 後期高齢者医療制度は廃止予定となっており、平成22年(2010年)12月に行われた「高齢者医療制度改革会議」の最終取りまとめでは、制度廃止時には改めて後期高齢者医療制度の被保険者は被用者保険や国民健康保険へ再加入するなどの方針が示されています。  
制度の移行に際しては、迅速かつ適切な対応を行うとともに、市民への丁寧な周知を図り混乱が起らないよう努める必要があります。

### 基本方針

市町村事務の適切な執行に努めます。また、制度廃止時については、被保険者のみならず市民に広く制度の周知を図り、後期高齢者医療制度廃止・新制度開始時の混乱回避に努めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 保険制度の周知

後期高齢者医療制度は廃止予定であり、現在加入の被保険者は、被用者保険または国民健康保険の被保険者となる予定です。このため、国の制度移行スケジュールにあわせ、被保険者のみならず市民全員に周知を行い、制度移行にともなう混乱回避に努めます。

#### 2 保険料収納率の向上

保険料の適切な徴収は後期高齢者医療制度運用に不可欠なものであり、保険料徴収業務等については各市町村に割り振られていることから、本市においても保険料の収納率の向上に努めます。



## (8) 社会保障 (③) 介護保険

# 10 介護保険制度の円滑な実施

～住みなれた地域で安心して生活できるまち～

### 現況と課題

1 平成23年(2011年)3月31日現在における本市の人口は62,137人、内65歳以上の高齢者数は16,196人、高齢化率は26.1%となっています。また、要介護・支援認定者数は介護保険制度が開始された平成12年(2000年)度末の2,065人から一貫して増加を続け、平成22年(2010年)度末には3,104人となり、介護・介護予防サービスを必要とする人は増大しています。

制度創設以来増加を続けていた介護給付費は、平成18年(2006年)度に介護報酬の引き下げや介護保険制度の改正で、本市では4.66ポイントの減少が図られ、その後も落ち着いた水準で推移していましたが、平成21年(2009年)度からは介護報酬の引き上げや高齢化の進展にともない再び増加傾向にあります。

2 本市の第1号被保険者保険料基準額月額、介護給付費の増大にともない、第1期(平成12年度～14年度)の3,520円から、第2期(平成15年度～17年度)4,440円、第3期(平成18年度～20年度)5,300円と引き上げてきましたが、介護報酬の引き下げや制度改正、また、介護予防や介護給付費適正化の取り組みにより、第4期(平成21年度～23年度)において、全国平均が1.7%上昇するなか、本市では4,800円に引き下げることができました。

今後、介護報酬の改定やサービス事業所の整備などにより介護給付費が増加することも想定されますが、被保険者の制度に対する理解を図るとともに、大幅な保険料引き上げにつながることを防ぐよう対策が求められています。

3 本市の施設等整備状況は、平成23年(2011年)3月末現在、介護老人福祉施設4か所(定員220人)、介護老人保健施設4か所(定員328人)、介護療養型医療施設4か所(定員130人)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)7か所(定員117人)となっていますが、国の療養病床の再編方針の変更や介護保険施設の増床意向、市民ニーズや入所待機者状況などをふまえ、適正な整備を検討しなければなりません。

4 本市は、一次予防\*事業対象者への介護予防事業に注力しており、実施主体では市直営に限定せず地域包括支援センターや総合型地域スポーツクラブ、NPO法人\*などへの委託を、実施場所では市中央部だけでなくお住まいの地域(日常生活圏域)単位での開催を、実施方法では徳島大学・四国大学や老人クラブ連合会などとの連携、専門指導員の派遣や自主サークル化などを進めています。

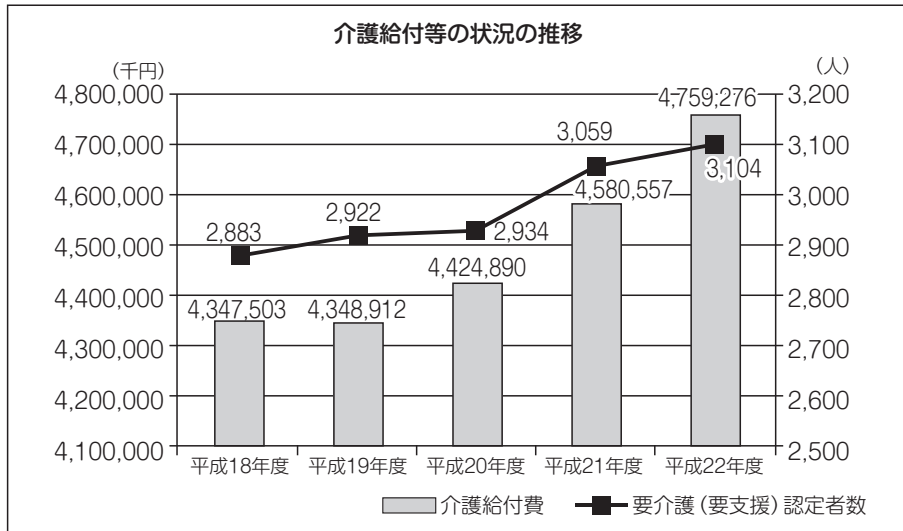
また、二次予防\*事業対象者の把握には努めていますが、通所型介護予防事業の実施や介護予防事業への参加推奨について一層の取り組み強化が必要です。

5 平成18年(2006年)度から市内5圏域に委託により地域包括支援センターを設置しており、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職の配置、中立公平な事業運営、緊急時24時間対応などを義務付けています。

指定介護予防支援事業所としての業務量増大、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加にともなう見守り・支援の必要、その他高齢者を取り巻くさまざま



な課題へ適切に対応するために、地域包括支援センターの機能強化が必至となっています。

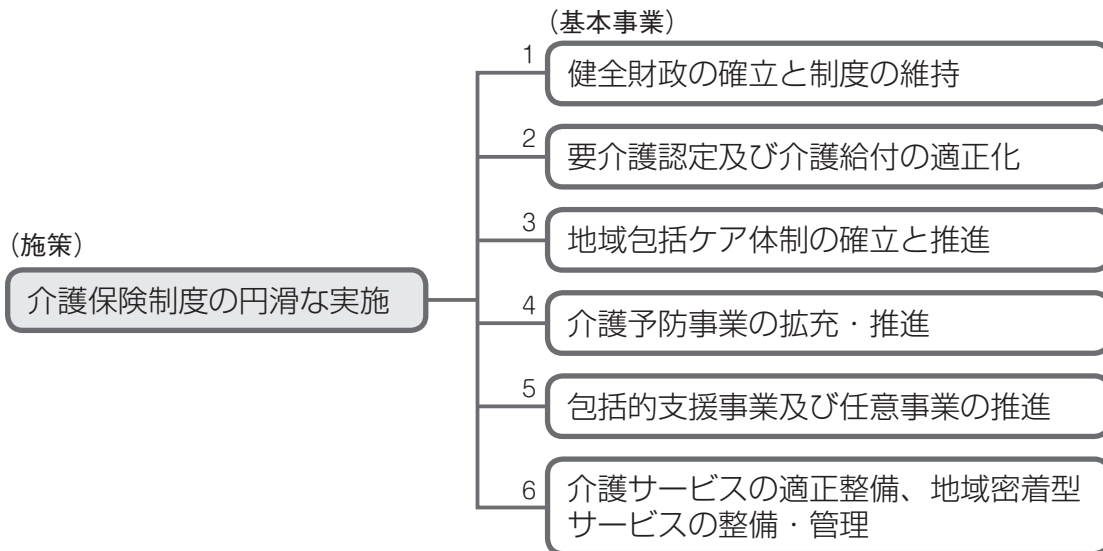


(資料：長寿介護課)

## 基本方針

「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康増進・介護予防に努め、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう支援するとともに、必要とされる施設・在宅介護サービス等の整備を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するために、適正なサービスの提供、公平かつ合理的な保険料負担、制度の周知などに努めます。

## 2 要介護認定及び介護給付の適正化

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化や認定審査会委員等の研修に努めるとともに、ケアプラン評価・介護給付費通知・住宅改修等・介護相談員派遣事業などの介護給付費適正化事業の一層の推進を図ります。

## 3 地域包括ケア体制の確立と推進

- ①日常生活圏域を単位として、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備を図り、医療との連携強化、介護サービスの充実、介護予防の推進、見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などに努める「包括ケアシステム」の構築を行います。
- ②平成22年(2010年)度～23年(2011年)度にかけて実施した「市町村地域包括ケア推進事業」モデル事業の成果を生かし、継続した取り組みを推進します。

## 4 介護予防事業の拡充・推進

- ①一次予防事業対象者への、市や地域包括支援センターが主催する運動器の機能向上(シニア・ハワイアンフラ、中国健康体操、高齢者体力向上)教室・栄養改善(らくらくクッキング、65歳からの男のクッキング)教室・口腔機能の向上教室、認知症予防脳の楽習教室などの各種介護予防事業を拡充するとともに、老人クラブ連合会や総合型地域スポーツクラブなどと連携した介護予防事業も推進します。
- ②いきいき介護予防支援事業やいきいき・なんとボランティアポイント事業を通じた介護予防・生きがいづくり・外出支援や、二次予防対象者に対する通所型介護予防事業などの推進、また介護予防に取り組むサークルなどとの連携により、地域において高齢者が自ら健康増進・介護予防に努める状況を醸成します。

## 5 包括的支援事業及び任意事業の推進

- ①高齢者に対するワンストップサービス拠点として地域包括支援センターの活動の活性化を図り、総合相談支援、権利擁護・虐待防止、包括的・継続的ケアマネジメント\*支援、認知症予防啓発などに努めます。
- ②市の指導や連携した取り組みを強化し、市民からの期待や事務量の増大に対する人的・財政的支援についても検討します。
- ③平成19年(2007年)度～20年(2008年)度を実施した認知症地域支援体制構築等推進モデル事業の成果を活かした認知症予防・普及啓発の継続や、家族介護支援、高齢者サロンなどの任意事業についても工夫した取り組みを行います。

## 6 介護サービスの適正整備、地域密着型サービスの整備・管理

- ①3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、高齢者数や介護サービスの需要量を推計し、介護保険料負担を勘案しながら、必要なサービス供給体制の整備を行います。
- ②地域密着型サービスの認可や運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。
- ③介護サービスだけでなく、NPO法人の活動やインフォーマルサービスの創設支援に努めるとともに、地域資源の把握・情報の発信に努めます。



(8) 社会保障 (④) 国民年金

## 11 国民年金制度の推進

～将来の安心をともに考えるまち～

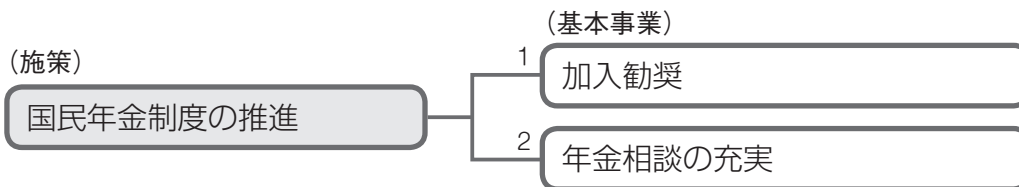
### 現況と課題

- 1 国民年金は、老後の生活や、思わぬ怪我や病気で障がい者になったとき、また、配偶者を亡くして遺族になったときなどに備え、お互いを支え合う制度であり、その運営業務は、平成22年(2010年)1月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構に移行されました。
- 2 本格的な少子高齢化が進むなか、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たしていますが、年金制度への不信感の高まりや、加入者に非正規労働者が増加していることなどから、近年納付率が低下しており、特に若い世代の納付率が低い状況にあります。国民年金制度の円滑な運営のためには、制度に対する理解と認識を深めることが必要であり、制度の普及啓発や相談体制の充実が求められています。
- 3 適用(加入)と収納(納付)がバランス良く保たれ、市民一人ひとりの年金の受給権を確保し、安定した老後の生活を送ることが望まれています。

### 基本方針

国民年金制度の周知を図り、加入勧奨と相談業務の充実に努めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

- 1 加入勧奨  
老後などの生活の安定のため、広報や成人式で配布するパンフレットなどで年金制度の周知・啓発に努め、未加入者については窓口での相談時などに加入促進に努めます。
- 2 年金相談の充実  
被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

## (1)子どものまち

# 01 地域で子どもを育てる活動支援

～子どもたちが健やかに育つまち～

### 現況と課題

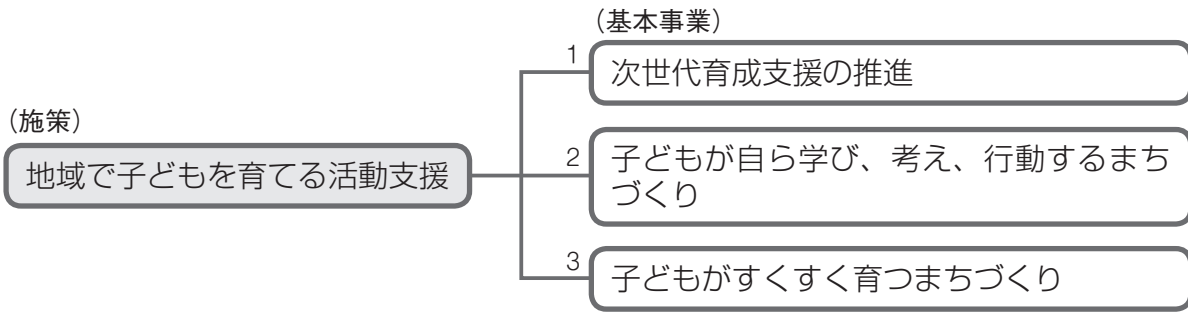
- 1 本市では、平成13年(2001年)5月5日のこどもの日に「子どものまち宣言」を行い、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもの夢や可能性を育む地域社会の実現をめざして取り組みを進めています。  
平成15年(2003年)7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市では平成17年(2005年)3月に「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」を、平成22年(2010年)3月にはその後期計画を策定しました。この計画に沿って、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)の実現を推進し、子どもを豊かに育む体験活動の充実や地域における子育てを支援するための施策を推進していく必要があります。
- 2 子どもたちが、いきいきと自発的・主体的にさまざまな活動に取り組むためには、恵み豊かな自然や産業・歴史・文化、公共施設などをそれぞれの地域で有効に活用するとともに、家庭・学校・地域・行政が連携し子育てを助け合うネットワークの強化が必要です。
- 3 鳴門市子どものまちづくり推進協議会など各種団体や子ども関係の団体により各地域での行事が開催されているほか、スポーツ少年団活動などを通じて、児童・生徒の健全育成が図られています。また、育児サークル・子ども会などにおいては、他市との交流も活発に行われており、さまざまな活動や体験を通して子どもたちは多くのことを学んでいます。さらに、子ども会を指導する高校生のジュニアリーダーも活躍しています。  
しかし、少子化の進行にともない、多くの団体で会員の確保が課題となっており、活動内容などのあり方を検討することが必要です。こうしたなか、各地域で行われている子どもたちの活動などの情報をニーズに応じて的確に提供するとともに、それを支える新しい指導者の育成や子どもたちが参加しやすい環境づくりが求められています。
- 4 少子化・核家族化の進展、保護者の就労形態の変化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、心も体も健やかに育つことのできる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てられる社会の実現が望まれています。

### 基本方針

すべての子どもたちが、健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って生活できるよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭に関わる分野が相互に連携し、子どもを取り巻く環境整備や地域社会の取り組みを図りながら、次世代育成支援の推進をします。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 次世代育成支援の推進

「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、家庭・地域・企業・行政などさまざまな担い手による協働のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを総合的に推進します。

### 2 子どもが自ら学び、考え、行動するまちづくり

#### (1)子どものまちづくりへの参画

まちづくりへの子ども自身の参画を促すため、関係機関などと連携して子どもの意見を聞く機会の確保に努めます。

#### (2)体験活動の充実

家庭・学校・地域・行政が連携して、子どもが育つ3つの要素である「遊び」・「学び」・「働く」体験を豊かにする活動を推進するとともに、スポーツ活動の充実に努めます。

### 3 子どもがすくすく育つまちづくり

#### (1)子育て支援の充実

「児童福祉」の項(P.108~109)参照

#### (2)子どもの活動を支えるネットワークを活かした体験活動の充実

子どもたちの活動を支援する組織のネットワークである鳴門市子どものまちづくり推進協議会の活動を図ります。また、協議会を通じて、子どもの心を豊かに育むための活動に多くの大人が参加するよう促すとともに、市の関係部局が連携を図り、地域住民・NPO等と協力しながら、子どもたちのための体験活動の充実に努めます。

#### (3)体験とふれあいの活動拠点の活用

子どもたちが屋内外で自由な活動を行うために、地域住民や関係機関などが連携し、地域の実情をふまえながら、既存施設の有効活用を図ります。また、鳴門ウチノ海総合公園については、体験学習や親子・友だち同士で気軽に参加できるふれあいイベントなどを行うことができる体験活動の拠点として、活用していきます。さらに、クリーンセンター「フクロウと子どもたちの森」を活用し、自然とふれあいながら環境を守る心を育むことができる体験活動の機会の提供に努めます。

#### (4)情報の収集と提供

子どもたちの活動に関する情報を幅広く収集し、適切に情報を提供するシステムの充実に努めます。

## (2)児童福祉

# 02 児童福祉の推進

～安心して子どもを産み育てることができるまち～

### 現況と課題

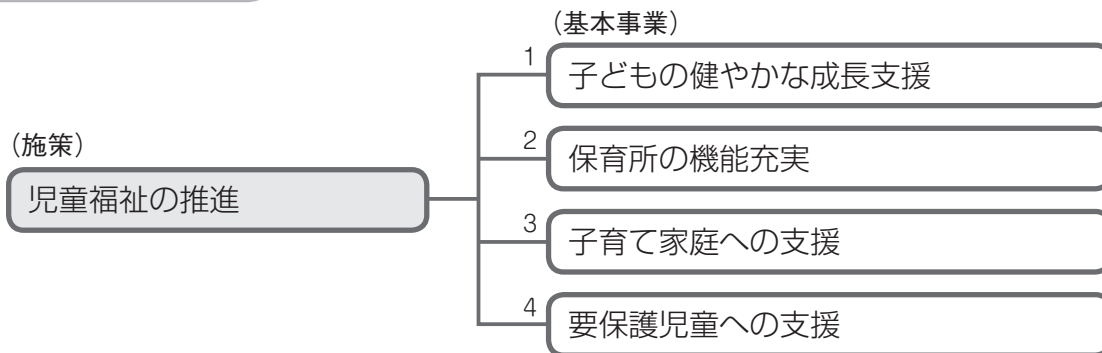
- 1 平成19年(2007年)における平均の合計特殊出生率\*は、本市が1.22で全国平均(1.31)・徳島県平均(1.33)や他市と比較しても、低い数値となっています。また、0歳～14歳の人口の減少が続き、少子化が進んでいます。
- 2 少子化や核家族の進行などにより、孤独感や育児不安を感じる人が増えてきています。出産後の母親の孤立や育児不安を解消するために、平成23年(2011年)1月から、乳児を持つ家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う「鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業」を開始しました。また、軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に発見し、就学年齢までに関係機関の連携により適切かつ継続的な支援をする「保育所における巡回相談事業」も平成22年(2010年)度から実施しています。
- 3 本市には、平成23年(2011年)4月現在、公立6施設(うち2か所休止)・私立16施設の保育所があります。今後、保育サービスの質の確保と向上を図るとともに、国が検討を進めている「子ども・子育て新システム」に示されている、幼稚園・保育所の一体化などに向けた取り組みが求められています。また、保育行政の効率化を図るため、公立保育所について、再編計画に基づき適正配置をさらに検討していく必要があります。
- 4 安心して子どもを育てることができるよう、2か月児からの乳児保育や一時的な保育、開所時間の延長、保健師との連携による育児相談の実施や育児講座の開設などさまざまな子育て支援を行っていますが、今後さらに、幼稚園・保健・医療・福祉・教育・地域社会などと連携を進めた、多様な子育て支援機能の充実・強化を図る必要があります。
- 5 平成23年(2011年)10月現在、14か所の児童クラブ\*があり、放課後に学校の余裕教室などを利用して指導員が遊びを指導するなど、子どもが集団で安心して過ごすことができる場を提供し、健全な育成を図っています。
- 6 児童虐待や家庭内暴力など家庭での児童養育に関する問題については、家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。母子支援を総括的に行うため平成23年(2011年)4月からは、女性子ども支援センター「ぱぁとなー」に家庭児童相談員を配置し、機能強化を図っています。さらに、関係機関・団体や行政で構成される鳴門市要保護児童対策地域協議会を設置し、未然防止と早期発見に努めるとともに、個々のケースに対応していく体制づくりを図っています。  
また、子ども手当など子育て家庭への支援や、児童養護施設への入所など要保護児童への援助なども行っています。



## 基本方針

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成され、次代を担うにふさわしいたくましく心豊かで個性ある人に成長できるよう、家庭・地域・行政が連携を深めながら、多様な体験活動の機会提供や関連施設の整備・機能充実など、より良い育成環境づくりを進めます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域が一体となって子育て支援を進める環境づくりをめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 子どもの健やかな成長支援

#### (1) 児童クラブの充実

学校の余裕教室や公共施設の有効活用により、公設民営の児童クラブの充実を図り、共働き家庭等の子育て支援と児童の健全育成を推進します。

#### (2) 地域活動の促進

- ① 子どもが地域や集団の中で創造性や協調性を伸ばすことができる環境づくりを進めるなど、地域ぐるみの健全育成を促進します。
- ② 母親クラブなど地域活動組織の育成を図ります。

#### (3) 情報提供・相談体制の充実

- ① 家庭における保育機能の充実を図るため、関係部署と協力し4か月までの乳幼児家庭全戸訪問を実施し、県や児童委員との連携を深め、地域団体とのネットワーク化を図り、育児情報の提供や相談体制の充実に努めます。
- ② 絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、4か月健診時を活用して絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を贈り親子で絵本に親しむ環境づくりを進める「ブックスタート事業」を推進します。

### 2 保育所の機能充実

#### (1) 保育サービスの質の確保・向上

- ① 保育所に通うすべての子どもが良好な環境のもとで保育を受けることができるよう、地域別・年齢別の保育ニーズに対応しサービスの充実を図ります。
- ② 多様化する保育ニーズを見極め、保育所における特別保育事業などの拡充を図ります。

#### (2) 子育て支援の強化

保育所を開放することにより、わんぱく教室や地域活動事業の開催や子育てに関する相談や育児講座の実施を支援し、機能の充実を図ります。



### (3)食育の推進

子どもの成長や発達段階に応じた適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、乳幼児の食に関する相談や情報提供を行い、保育所と家庭が連携して食育の推進に努めます。

### (4)巡回相談事業

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保育所に派遣した医師、臨床心理士が子どもの行動を観察し、発達相談や助言等を行う、巡回相談を関係部署と協力しながら実施します。

### (5)保育行政の効率化

- ①乳幼児数の動向に基づく定員の見直しや再編計画をふまえた子育て支援を行う保育所の配置などに向けて検討するとともに、保育所保育指針に基づく保育所の果たす役割や機能をふまえながら、効率的な保育行政の運営に向けた取り組みを推進します。
- ②国の「子ども・子育て新システム」に示されている、幼稚園・保育所の一体化について検討します。

### (6)安全で安心な保育環境の整備

子どもたちが安心して安全に活動できる環境づくりを進めるため、衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、老朽化施設については、国・県の補助制度を活用しながら、耐震改修など施設整備を図ります。

## 3 子育て家庭への支援

- ①中学校修了前児童を養育している人に対して支給される子どものための手当、入院・治療を受けた場合の乳幼児医療費助成など、諸制度の充実と周知を推進します。また、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を推進します。
- ②子どもを持つすべての保護者を支援し、仕事と育児を両立できるよう、ファミリーサポートセンターを支援拠点とし、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、小学3年生までの子どもが、病気の回復期にあり集団保育等が困難な期間については、子ども健康支援一時預かり事業を継続実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
- ③乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、地域の身近な場所で育児相談や交流、情報の提供等の機能を兼ね備えた地域子育て支援拠点事業の整備と推進を図っていきます。また、子育て経験者が、現在子育てをされている保護者に、子育ての知恵を直接伝えられる親育て支援に係る事業を推進します。

## 4 要保護児童への支援

### (1)保護・支援の推進

保護者のいない子どもや虐待されている子どもなど家庭に恵まれない児童に対し、一人ひとりの処遇の充実を図り、保護・支援を推進するため、児童養護施設や里親制度を活用するとともに、関係施設・機関との連携を進めます。

### (2)児童虐待の防止体制の強化

児童虐待の未然防止と早期発見を行う体制をさらに強化するため、鳴門市要保護児童対策地域協議会を核として地域支援ネットワークの連携を進め、その支援の充実に努めます。また、女性子ども支援センター「ばあとなー」と連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。



### (3)ひとり親家庭等の福祉

## 03 ひとり親家庭等の自立支援の推進

～だれもが安心して子育てできるまち～

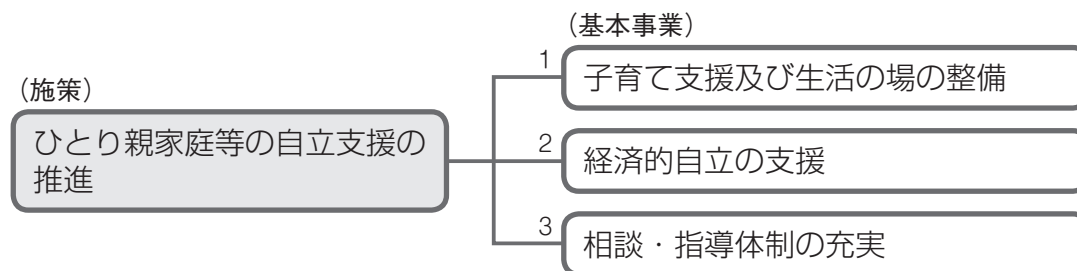
### 現況と課題

- 1 本市における母子世帯は、平成23年(2011年)4月現在672世帯を数えており、特に最近は、社会構造の変化にともない、離婚の増加等によりひとり親家庭の増加や母親の年齢の若年化が目立っています。こうした状況のもと、母子家庭に対する社会的支援を行うにあたっては、その実情やニーズなどの把握に努め、自立した生活を営めるよう個々のケースに応じたきめ細やかな施策を適切に講じることが求められており、総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化が必要となっています。
- 2 母子家庭の多くは経済的に不安定な状態であるため、就労機会の確保や職業能力向上の機会充実に努めるとともに、国・県の制度に基づき、遺族基礎年金・遺族厚生年金・児童扶養手当などの支給、母子寡婦福祉資金の貸し付け、医療費の助成など、社会的支援を行う必要があります。そのためには、施策や取り組みなどについての情報提供を充実し、地域や社会全体で支援することが必要です。
- 3 父子世帯は、平成23年(2011年)4月現在129世帯で、特に、家事や子どもの養育と就労の両立といったことで悩みを抱えている場合が多くあります。平成22年(2010年)8月から父子家庭にも児童扶養手当の支給が認められ、経済的な問題は改善される傾向にありますが、今後とも、父子家庭の実情やニーズなどの把握に努め、適切な支援施策を検討することが必要です。

### 基本方針

ひとり親家庭(母子・父子家庭)と寡婦については、その生活の安定と経済的自立を進め、子どもの健全な育成を図るため、個々のケースに応じたきめ細やかな支援や相談体制及び情報提供の充実に努めます。

### 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 子育て支援及び生活の場の整備

- ①保育所や児童クラブ\*の優先入所を進めます。
- ②生活指導に関する講習会やひとり親家庭生活支援事業及び母子家庭等日常生活支援事業を活用し、生活の安定と自立を促進します。
- ③家庭での養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を進めます。

### 2 経済的自立の支援

- ①児童扶養手当の支給、助産施設への入所や母子生活支援施設への入所扶助、母子寡婦福祉資金の貸し付け、家庭生活支援員の派遣事業など、各種制度の周知を図ります。
- ②母子家庭の就業支援として、就業相談の実施や関連制度を活用するとともに、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費事業を推進します。
- ③ひとり親家庭で、父・母や児童が入院を必要とする場合等は、医療費を助成します。
- ④ひとり親家庭及び若年寡婦の意識の高揚と資質の向上を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の確保に努めます。また、地域活動推進研修会や、児童の健全育成のための各種研修会や講座等の活用を推進します。

### 3 相談・指導体制の充実

総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化を図るとともに、家庭児童相談員・児童委員・主任児童委員などによる相談・指導の充実に努めます。



(1)教育行政

## 01 教育行政の充実

～未来を担う子どもたちを育むまち～

### 現況と課題

- 1 現行の地方教育制度においては、教育委員会が中核的な役割を担い、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、首長から独立した合議制の機関として設置され、学校の管理運営にあたることに、生涯学習、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野を担い、教育の機会均等と教育水準の向上を図っています。  
しかし、近年の少子化の急速な進行や社会構造の変化等、また、子どもの学力の低下やいじめ・不登校の問題、学校における凶悪犯罪の発生など、教育を取り巻く環境が大きく変わってきています。こうしたことから、平成19年(2007年)に、教育基本法が60年振りに抜本改正されたことにもとない新学習指導要領は、幼稚園は平成21年(2009年)度から、小学校は平成23年(2011年)度から、中学校は平成24年(2012年)度から全面実施されるなど、地方教育行政の担い手としての教育委員会の果たす役割がますます大きくなっていきます。
- 2 平成23年(2011年)5月1日現在、本市では、幼稚園18園(うち休園1)、小学校18校(うち休校1)、中学校6校1分校、工業高校1校を設置していますが、工業高校は、県の高校再編計画に基づき、平成24年(2012年)度から鳴門第一高校と再編統合され、県立鳴門渦潮高校が設置されます。鳴門渦潮高校では、新たな総合学科や本県初となる体育科が設置され、地域に開かれた特色ある教育が進められる予定です。
- 3 本市では、学校(園)が保護者や地域住民の意向を把握、反映するため、すべての幼稚園、小・中学校に学校(園)評議員制度を導入しています。また、さらに透明性の高い開かれた学校(園)経営が求められており、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。
- 4 平成16年(2004年)から、生徒指導上の問題や部活動等の一定の事由のある場合に限り、隣接する学校(園)へ通学できるよう、学区制の例外措置として通学区の弾力化を行っています。また、平成17年(2005年)度から、すべての幼稚園、小・中学校で二学期制を導入しました。
- 5 近年の少子化による子どもの数の減少にともない、小規模化が進む一部の学校(園)では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係が固定化したり、集団活動や部活動も成立しにくいなど、多様な教育活動に支障をきたし、学校(園)運営に深刻な課題を抱えている現状に鑑み、平成20年(2008年)5月に本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」を策定しました。今後、より良い教育環境づくりをめざして、保護者や地域の方々との話し合いを進めながら学校再編を進めて行く必要があります。
- 6 本市の学校給食は、各学校で実施している自校調理方式(5中学校・13小学校・13幼稚園)と大麻学校給食センターでの共同調理方式いわゆるセンター方式(1中学校・4小学校・4幼稚園)により、すべての学校(園)で完全学校給食を実施しています。

しかしながら自校調理方式で調理している給食調理場では施設・設備の老朽化が進み、修繕費が増大するとともに、児童・生徒数が減少するなかで、仕入れコストの格差による献立等の不公平の問題やウェット方式からドライ方式\*への切り替えによる衛生管理強化といった多くの課題があります。そこで、これらの課題を早期に解決するため、新給食センターを平成27年(2015年)度稼働を目標として整備に努めるとともに、市全体の学校給食の実施運営体制(民間委託を含む)について総合的に検討する必要があります。

- 7 近年、子どもたちの食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、生活習慣病の増加など、食に起因する新たな健康課題が生じています。そこで、国では平成17年(2005年)7月に「食育基本法」を施行し、平成18年(2006年)3月には、「食育基本計画」を策定し、国を挙げて食育を推進しています。

本市においても、市民一人ひとりが食の大切さを見直し、自らが心身の健康を守り、人生を豊かに生きることができる人を育むことを目的に平成22年(2010年)10月に、「鳴門市食育推進計画」を策定し、官民協働による食育を総合的かつ計画的に推進しています。

学校給食においても、平成22年(2010年)9月より、毎月19日を「なんと学校食育の日」と定め、“給食発！ふるさとの味”をテーマに鳴門の特産物をふんだんに使った料理や、徳島県の郷土料理を献立に取り入れるなど、地産地消\*に努めるとともに、地域の食文化や産業に理解を深めてもらう取り組みを進めています。こうした成果をもとに、各学校(園)において、子どもの健康づくり、人格づくりをねらいとした食育の推進を図っていくことが重要となっています。

- 8 教育委員会に教育支援室を設置し、学校現場への教育支援を行っており、今後より一層の教育支援機能の整備充実が求められています。

教育研究所では、情報教育推進のためのコンピューターや情報機器の整備を行うとともに、外国語(活動)教育の推進を図るため、ALT(外国語指導助手)の確保に努めてきました。今後においても、ICTを活かした児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、学習指導要領改訂にともなう小学校外国語活動の全面実施や中学校英語の授業時数の増加を見越してALTの増員や運用体制の拡充を図る必要があります。

また、いじめや不登校の問題については、人権や命に関わる極めて重大なことから、その未然防止や早期発見、早期対応などの取り組みが重要です。本市が設置している適応指導教室(うず潮教室)では、教育相談や自立支援などの対応を図っていますが、今後も学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、児童生徒の個々の状況に応じた効果的な取り組みを行っていく必要があります。

青少年センターでは、子どもたちが安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するため、地域安全ネットワークの構築や青少年の非行防止、更正指導や環境浄化に努めています。特に、子どもの安全確保対策については、関係諸機関との連携強化やボランティアによるスクールガード\*の充実に努めるなど、地域で子どもを守るきめ細かな取り組みが重要となっています。

- 9 学校(園)施設については、昭和40年(1965年)代から昭和50年(1975年)代に建築された建物が全体の約80%に及び、施設の老朽化が一段と進み、耐震化も含めた整備が喫緊の課題となっていることから、平成27年(2015年)度を目途とした耐震化推進計画を策定し、学校(園)の耐震化に取り組んでいます。しかしながら、平成22年(2010年)度末における耐震化整備については、小・中学校の耐震化率で52.2%と全国平均の78.0%を大きく下回っています。こうしたことから、今後とも、国や県の支援策を有効に活用し、さら



なる事業の前倒しを図るなど、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備を進めていくことが急務となっています。

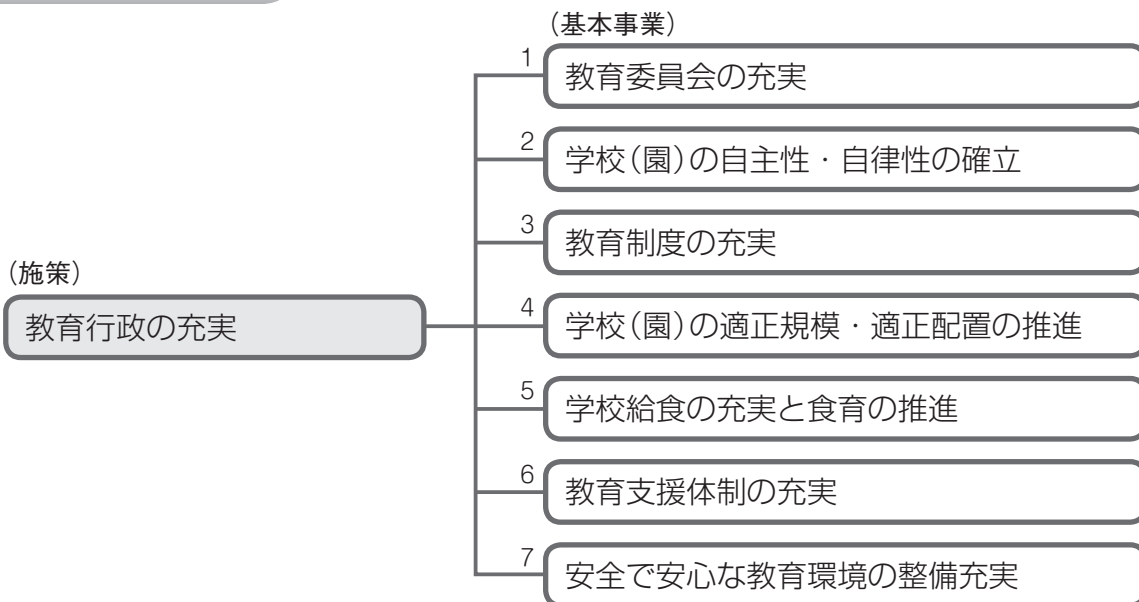
10 全国的に、学校(園)への不審者の侵入による事故・事件が多発している状況にあり、子どもの安全を守る対策が特に求められています。また、遊具等の設備の点検・整備に努め、事故の未然防止を図っていく必要があります。

平成17年(2005年)にアスベストによる健康被害が全国的な問題となったことから、本市の学校(園)において、すべての施設のアスベスト調査を実施し、除去工事を行い安全の確保を図りました。こうしたアスベストやホルムアルデヒド\*等によるシックハウス症候群\*への対応など、今後も子どもの健康を第一とした施設の整備に取り組んでいく必要があります。

### 基本方針

地方分権時代にふさわしい、より地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、教育委員会の活性化を図っていきます。また、本市の教育環境を整えるため「鳴門の学校づくり計画」に基づいた学校(園)再編に取り組むとともに、豊かでより質の高い、安全で安心な学校給食を実施し、学校を中心とした食育の推進や地産地消の推進に努めます。さらに、学校教育や社会教育における教育支援体制の構築を図るとともに、安全で安心な教育環境の整備充実を図ります。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 教育委員会の充実

##### (1)教育委員会の活性化

- ①教育相談窓口等の開設を行い、開かれた教育行政を一層推進します。
- ②教育委員と現場教員や教育関係団体との意見交換会や懇談会を実施するとともに、教育委員の学校訪問等の拡充を図ります。

## (2)教育委員会組織と指導体制の充実強化

- ①教育委員会指導主事等の専門的職員の配置を充実します。
- ②学校(園)の裁量権の拡充、事務等の合理化・負担軽減など、自主的な学校(園)運営の促進を図ります。

## (3)教職員の人材確保と待遇の改善

県教育委員会に対し、有能な教職員の確保と適正な人事異動を強く要望するとともに、臨時教員の人材確保と待遇の改善に努めます。

## 2 学校(園)の自主性・自律性の確立

### (1)開かれた学校(園)づくりの推進

地域に開かれた学校(園)づくりを進めるため、学校(園)運営の透明性を確保し、保護者や地域住民の意向を把握し、それを反映した教育活動に努めます。

### (2)学校(園)評議員制度の充実

幼稚園、小・中学校に導入している学校(園)評議員制度のあり方を検討し、実効性のある制度に再構築します。

### (3)学校(園)評価システムの充実

学校(園)運営や教育活動の改善を進めるため、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価や学校関係者評価を実施し、地域に信頼される開かれた特色ある学校(園)づくりに努めていますが、さらに制度の充実を図るため、学校運営に関する外部の専門家を中心とする第三者評価の導入を検討します。

### (4)教職員の資質・能力の向上と相談体制の充実

教職員の研修制度や研修内容の充実を図るとともに、教員評価制度の導入に努めます。また、教職員のメンタルヘルス\*への支援を行います。

## 3 教育制度の充実

### (1)二学期制の充実

二学期制についての適正な評価を行い、これまで以上に創意工夫した教育活動のあり方を研究し、二学期制が充実したものになるような取り組みを進めます。

### (2)通学区のあり方

通学区のあり方について検討し、本市の実情に即した通学区を設定します。

## 4 学校(園)の適正規模・適正配置の推進

少子化の進行による子どもの数の減少や教育環境の変化、学校(園)教育の中・長期的なあり方などの状況をふまえたうえで、本市における教育の質を高めるという観点に立ち、学校(園)の適正規模・適正配置を推進します。

具体的には、本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」に基づき、各学校の置かれた状況を見定め、適時性を考慮した再編を進めるため、保護者及び地域の方々との話し合いを積極的に進めていきます。

## 5 学校給食の充実と食育の推進

### (1)学校給食の充実改善

幼稚園、小・中学校の完全学校給食を今後も実施するとともに、総合的に市内の学校給食のあり方とその運営方法、実施体制を検討し、センター方式(共同調理場方式)への移行を基本とする整備計画を推進します。



## (2) 献立内容の充実と地産地消・食育の推進

- ①園児・児童生徒へのアレルギー対応や学校給食を通じた生活習慣病等の予防・対策など、家庭、学校、関係機関が連携した取り組みを進めることにより給食内容の充実を図り、子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。
- ②子どもたちが学校給食を通じて、より身近に地域の自然、食文化、産業等について関心を持ち、また、理解を深める事ができるよう鳴門の特産物を中心に地域の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を学校給食の献立に取り入れ地産地消に積極的に取り組みます。なお、毎月19日を「なると学校食育の日」とし、給食献立を活用した食育を重点的に推進します。

## 6 教育支援体制の充実

### (1) 教育の情報化の推進

- ①情報教育機器の整備・充実に努めるとともに「鳴門市教育の情報化推進協議会」による情報教育に関する研究・研修を一層促進します。
- ②学校におけるインターネットや校内LAN\*の活用を促進するとともに、ICTを活用した情報教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、インターネットやネットワーク利用における情報モラルやセキュリティについての教育を進めます。

### (2) 教職員研修及び教育研究の推進

教職員の研修環境、研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、教育内容や指導方法等の調査・研究を推進します。

### (3) 外国語指導助手招致事業の活用

外国語指導助手(ALT)の確保を図り、小学校外国語活動ならびに中学校の英語教育の充実と国際理解教育のより一層の推進に努めます。

### (4) 不登校問題適応相談事業の充実

いじめや不登校問題等に起因する子どもの居場所としてのうず潮教室で、その未然防止、早期発見、早期対応を基本とし、子どもの状態にあった自主活動やグループ活動を通じ、子どもが自立し、学校復帰できる支援体制の整備と活動内容の充実を図ります。

### (5) 安全確保対策の推進

- ①各中学校区で補導員連絡協議会を組織し、地域ごとに計画的・組織的な防犯、補導活動に努めるとともに、鳴門警察署及び鳴門市防犯協会と連携し、各学校(園)での「誘拐防止教室」や「不審者侵入時対応訓練」等を実施します。
- ②保護者・学校・地域及び関係機関が不審者情報の共有を図り、事件や事故等の未然防止に努めるとともに、通学路等の安全点検の実施や「安全マップ」の作成など、子どもの安全確保に努めます。
- ③登下校時の子どもの安全対策として、地域のボランティアの方々によるスクールガードを小学校区単位で配置しており、今後さらに、その活動内容の充実と支援を行います。

### (6) 青少年の非行防止活動の推進

- ①学校や関係機関と連携を図り、効果的な補導活動を実施するとともに、問題のある児童生徒については、補導後も適切な継続指導に努め、生活の確立と学校生活への早期復帰を支援します。
- ②青少年への有害図書等の回収ポストの設置などによる有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ③活動概要「みちびき」や「はまぼう」等の広報誌を通じ、非行防止や健全育成の広報



活動を積極的に推進するとともに、「うずっ子ダイヤル」の活用など、子どもの悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。

#### (7)学校と地域社会の連携による教育支援の充実

- ①学校現場を支援するため、保護者、スポーツ指導者、伝統文化継承者、さらに企業等の専門家など、地域住民の方々による教育ボランティア制度を導入・拡充します。
- ②家庭訪問や地区懇談会、地域ぐるみの学校行事、PTA活動の活性化など、学校と地域の方々との交流をさらに深め、家庭や地域の教育力を高めるとともに、学校経営に生かした取り組みを推進します。
- ③総合学習を中心として、積極的に地域教材を取り入れるとともに、インターンシップ\*やボランティア活動など、校外活動の充実を図ります。また、病院や老人ホーム、地域の団体などとの交流活動や地域の自然環境との関わりを大切にする取り組みを進めます。

### 7 安全で安心な教育環境の整備充実

#### (1)学校(園)施設の整備・充実

- ①幼稚園・小中学校の耐震化推進計画に基づき、校(園)舎や屋内運動場の耐震診断を計画的に行い、耐震化対策工事を順次進めます。
- ②老朽化施設について、耐震整備とあわせ、大規模改造や改修・改築工事を進めます。
- ③地球温暖化\*対策への貢献、クリーンエネルギー、防災面、環境教育などの観点から、耐震化の完了した校舎を対象に、国費を活用した太陽光発電装置の整備を検討します。

#### (2)学校(園)の防犯対策整備の充実

不審者対策など学校の防犯強化のため、順次、門扉・フェンス・防犯灯などの整備を図るとともに、防犯ブザーや緊急通報用インターホンの設置・更新を計画的に進めます。

#### (3)子どもの健康・安全対策整備

衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、遊具や器具等について、点検・整備を行い、安心して活動できる環境づくりを進めます。

#### (4)学校(園)の危機管理対策の推進

学校(園)内外の危険箇所の早期発見に努め事故の未然防止を図るとともに、各学校(園)の危機管理マニュアルの継続的な見直しや周知徹底を行います。また、安全点検や防災訓練などを計画的に実施するなかで、児童・生徒自身及び教職員の危機管理・防災意識の醸成を図ります。



誘拐防止教室の様子





(2)学校教育(①幼稚園教育)

## 02 幼稚園教育の充実

～元気な体と豊かな心を育てるまち～

### 現況と課題

- 1 本市には、各小学校に併設された18の公立幼稚園(うち1園休園)と私立幼稚園が1園あり、市立幼稚園では、基本的に4・5歳児を対象とした2年保育を実施しています。平成23年(2011年)5月現在、園児数は774人で、4・5歳児の85%以上が就園しており、就学前教育の場として定着しています。
- 2 近年の急速な少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化にともない、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。こうしたなか、幼稚園の役割は多岐にわたり、時代の変化に対応した教育が求められています。今後においても、保育所や小学校との連携を強化することや併設園の特性を生かすとともに、義務教育をも見通した幼稚園教育を進める必要があります。
- 3 少子化の進行により、公立幼稚園に就園している園児数は、昭和55年(1980年)度の2,006人から、平成23年(2011年)度には774人となり、約62%減少しており、今後さらに減少することが予測されています。このように将来、園の小規模化は一層進み、多様な教育活動を展開するうえで支障をきたすなど、幼稚園運営により深刻な課題が生じることが懸念されています。
- 4 文部科学省は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、平成20年(2008年)3月に「幼稚園教育要領」を告示し、①発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実、②幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実の3点を今後のめざす方向性として示しました。こうした動向を受け、県においては、平成21年(2009年)3月に「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定し、幼稚園におけるこれまでの取り組みを見直し、幼稚園教育のさらなる充実に向け、より一層計画的・具体的な取り組みを進めることが求められています。
- 5 特別な支援を必要とする幼児に対し、早期から支援が行えるよう、早期発見に努めるとともに、すべての教員が特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を、計画的・組織的に行う必要があります。
- 6 また、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園における「学び」の成果を小学校教育につなげていくことが重要です。このため、小学校や保育所との連携を深め、教員同士が相互理解を図りながら、発達の学びの連続性を見通しをもって接続期の教育課程のあり方を検討するなど、接続を円滑にすることが求められています。
- 7 県下に先駆けて、昭和57年(1982年)度から預かり保育(午後保育)を開始しています。また、平成20年(2008年)3月に告示された「幼稚園教育要領」に預かり保育の充実が明示されたことを受け、本市における預かり保育のあり方を見直すとともに、預かり保育の

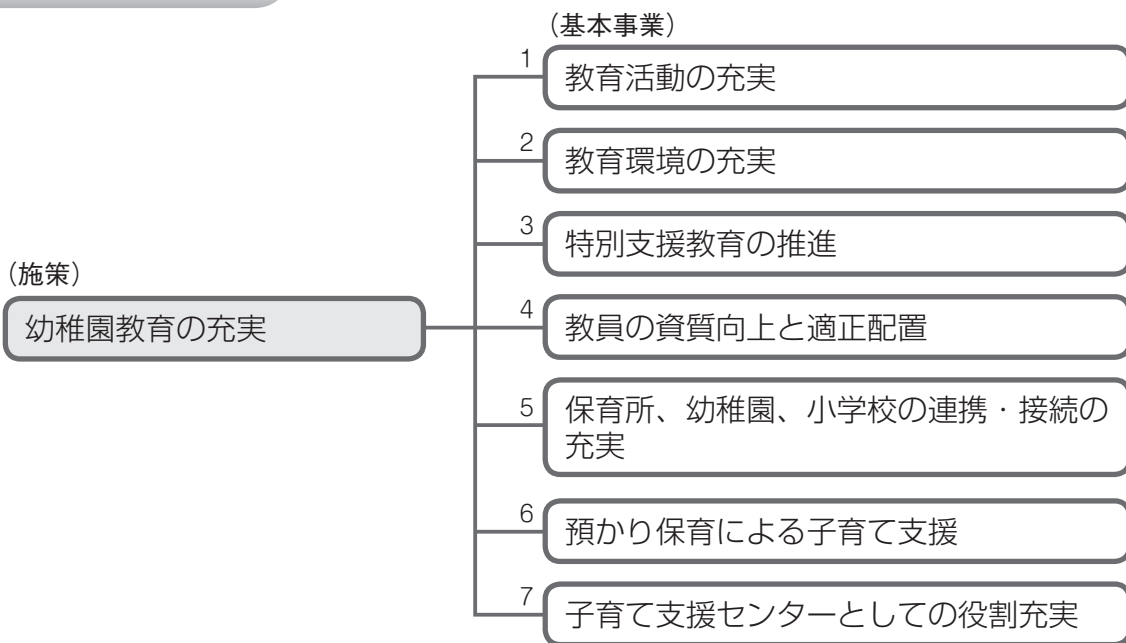
実施に関する条例を制定し平成22年(2010年)4月より施行しています。現在、公立幼稚園の12園において、長期休業日も開設し約54%の園児が利用しており、その内土曜日の開設は4園であったのが、平成23年(2011年)度から1園増やし5園で実施するなど、保護者や地域社会のニーズに応え、預かり保育の内容の充実を図っています。しかし、運営については、就労や育児不安等の保護者が増加の傾向にあり、希望者増加や実施時間延長等の要望にともなう、保育担当者の勤務体制や施設設備において課題が生じています。さらに、小規模園における預かり保育のあり方を検討する必要があります。

8 国において、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針が策定され、市町村においては、国による制度改正及び基本方針をふまえ、地域における満3歳以上の共働き家庭の子ども等の状況など、地域の実情等に応じて、必要な幼稚園、保育所、こども園(仮称)等を計画的に整備することが求められています。

### 基本方針

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる教育環境の整備を行います。また、地域や保護者のニーズに応え、時代の変化に対応した教育の推進を図るとともに、将来を担う子どもたちの育成のため、地域や保育所・学校と連携した一貫性のある教育を進めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 教育活動の充実

子どもの発達段階に応じた教育内容や方法を明らかにし、計画的な教育活動を推進します。学校教育のはじまりとしての幼稚園教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即して教育課程の編成を行い、教育内容の充実に努めます。また、幼児を取り巻く現状をふまえ、規範意識及びコミュニケーション能力を育成するとともに、基本的な生活習慣の自立



を図る教育を推進します。さらに、思いやりの心、家族を大切にしようとする気持ち、自制心及び善悪の判断といった心の教育を推進します。

## 2 教育環境の充実

新しい教育内容・方法に対応した環境づくりや子育て支援活動等、弾力的な幼稚園運営が行えるよう施設・設備等の充実に努めます。

## 3 特別支援教育の推進

教員の専門性を高める研修に努め、幼児の発達や障がいについて正しく理解し、幼児一人ひとりの支援の方法を明確にし、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成するなど、特別支援教育の充実に努めます。

## 4 教員の資質向上と適正配置

- ①専門性の向上や多様化するニーズに応えるための実践的研修の強化に努めるとともに、研修機会の充実に努めます。
- ②幼稚園設置基準に即した適正な教員の配置に努めるとともに計画的な教員の採用に努めます。

## 5 保育所、幼稚園、小学校の連携・接続の充実

### (1)保育所と幼稚園の連携

多様化する保育ニーズに対し、少子化が急速に進む地域については、乳幼児の子どもの健やかな成長を推進する観点から、幼保の一体化について検討します。

### (2)幼稚園と小学校の連携

- ①小学校への円滑な接続のため、入学前後の指導方法及びカリキュラムの工夫・改善を図ります。
- ②教員の人事交流及び合同研修、合同活動等を実施し、理解を深め合う工夫をします。

## 6 預かり保育による子育て支援

- ①預かり保育については、教育課程終了後に行う教育活動ということをつまみ、運営にあたっての人員確保と適切な指導体制を整備します。また、事故や災害発生時に対応できる協力体制や危機管理体制を整えます。
- ②教育課程に基づく活動を考慮し、ボランティアをはじめ地域のさまざまな資源を活用しつつ、多様な体験ができる教育計画を作成します。

## 7 子育て支援センターとしての役割充実

- ①専門家による教育相談の実施や未就園児開放事業の充実に努めます。
- ②大学や専門機関等のアドバイザー、カウンセラー、地域の育児経験者などの多様な人材を活用し、地域力を活かした子育て支援の充実に努めます。

(2)学校教育(②義務教育)

## 03 義務教育の充実

～質の高い教育を進めるまち～

### 現況と課題

- 1 平成23年(2011年)5月現在、本市には小学校18校(内1校は休校)、中学校6校と1分校があり、児童数は3,070人、生徒数は1,608人となっています。平成30年(2018年)には、児童数が2,379人(約23%減)、生徒数が1,319人(約18%減)となることが予測され、今後ますます児童生徒数の減少が進みます。
- 2 学級編成についても、複式学級編成の小学校が増えつつあり、平成23年(2011年)度現在、国が示す基準では5小学校1中学校で10学級となりますが、複式解消のための加配教員の配置などにより、2小学校1中学校6学級となっています。
- 3 こうした小規模校の学校では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係や交友関係が固定化したり、集団活動や部活動においても十分な活動ができにくくなってきているなどの影響が出ていると考えられます。さらに今後、学校の小規模化が進むと、多様な教育活動に支障をきたし、学校運営に、より深刻な課題を抱えることが懸念されます。
- 4 多様化、複雑化する教育の諸課題に適切に対応するため、本市では、二学期制の導入や通学区の弾力化を行うとともに、学校ごとに地域の特色を生かし、創意と工夫を凝らした教育活動を展開しています。特に、ゆとりある学校生活の中で「生きる力」を育むため、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、主体的に課題を解決していく力を養うとともに、人間性豊かな子どもの育成に努めています。さらに、子どもたち一人ひとりを大切に学習指導を行うため、各授業の工夫・改善を図り、少人数学習やT・T(チーム・ティーチング)指導\*などを導入し、個に応じた学習を展開することにより、基礎基本を身につけることを徹底するとともに、それらを活用する力を育成するために、個に応じた学習を展開しています。
- 5 国際化への対応、急速な情報化社会の進展への対応を図るため、ますます、情報教育や国際理解教育が重要となっているとともに、環境教育や食育などのさまざまな学習活動の充実が求められるなど、子どもたちが21世紀をたくましく生きていくための新しい学校教育が要請されています。このようななか、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、「豊かな心」を育むことができるよう教育環境や教育活動の充実に努める必要がますます高まっています。
- 6 これまでの障害児教育は、平成19年(2007年)4月の学校教育法の改正により、特別支援教育に移行しました。特別支援教育は、発達障がいも含め、障がいのあるすべての子どもを対象とするものであり、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれています。幼稚園や小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもも含め、より多くの子どもたちの教育的ニーズに対応し、個別の指導計画・教育支援計画の作成などきめ細やかな教育を推進していくことが求められています。



7 各学校・園では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導及び必要な支援を行っています。今後、教育と福祉・保健・医療の関係部局等が連携を図りながら、障がいのある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行う必要があります。

■児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)

	小 学 校			中 学 校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成19年	18	157	3,371	6	60	1,666
平成20年	18	161	3,322	6	65	1,662
平成21年	18	161	3,259	6	62	1,688
平成22年	18	153	3,138	6	64	1,660
平成23年	18	156	3,070	6	66	1,608

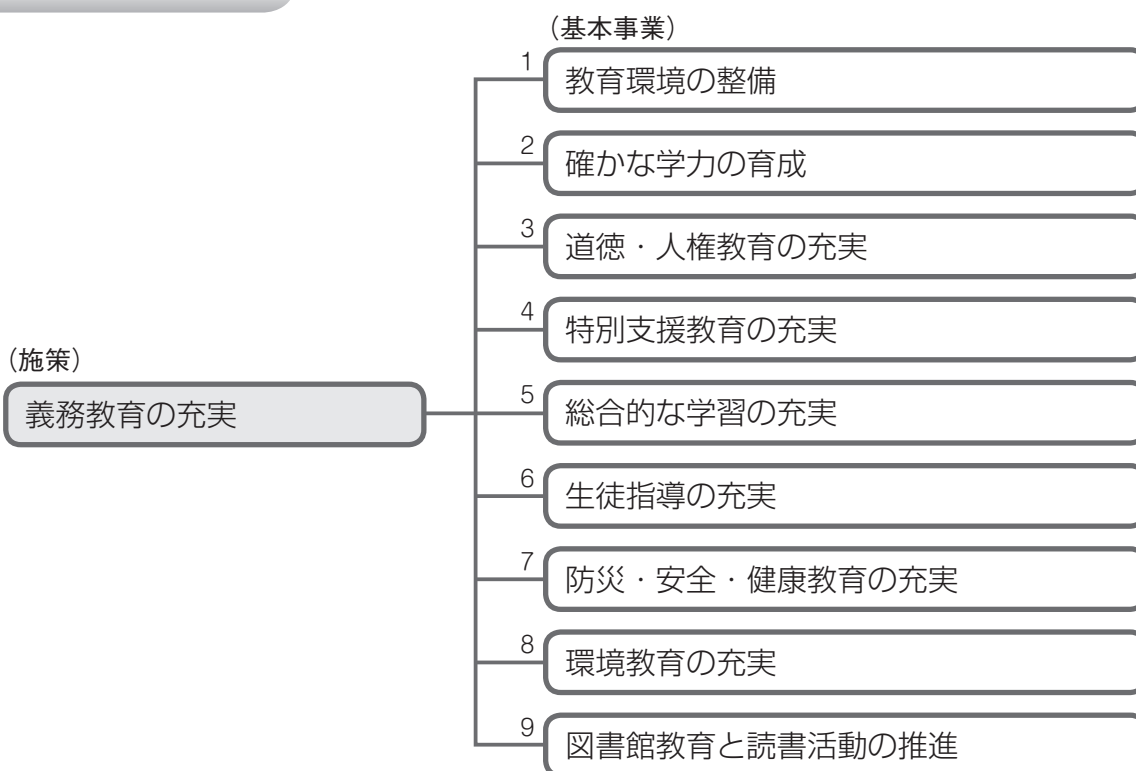
(注) 島田小学校は平成22年度から休校

(資料：学校教育課)

基本方針

一人ひとりの個性と能力を尊重し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決することのできる「生きる力」を育む教育活動を展開し、社会性及び自己肯定感の育成と自己実現を支援する教育を推進します。また、人権尊重の態度や行動を育てる人権教育に取り組むとともに、規範意識や倫理観、公共心や人を思いやる心と健やかな体を育む教育の推進に努めます。そして、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育や国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる教育を推進します。

施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 教育環境の整備

- ①新しい学校図書館システムに移行するとともに、引き続き学校図書館サポーターを配置し、図書環境の充実を図ります。
- ②幼稚園、小・中学校においてインターネット環境などの活用を推進し、教育に関する情報の共有化や事務の効率化を図ります。

### 2 確かな学力の育成

「わかる授業」を推進するための指導法の研究・改善を行い、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用する力の育成を図ります。また、個に応じた教育を推進するため、T・T(チーム・ティーチング)指導や少人数指導を積極的に取り入れます。

### 3 道徳・人権教育の充実

- ①体験学習を重視した道徳教育に取り組み、人や自然に対する優しさや思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、日常生活における基本的な生活習慣、望ましい人間関係を育みます。
- ②「人権」の項(P.81)参照

### 4 特別支援教育の充実

- ①特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに的確にこたえる指導・支援ができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画に基づく教育的支援を進めます。
- ②一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、就学相談・就学指導の充実を図ります。
- ③研修等により教職員の専門性の向上を図るとともに、「特別支援教育支援員」の配置や「特別支援教育サポーター(学生ボランティア)」の活用を進め、校内支援体制の充実を図ります。
- ④特別支援地域連携協議会を活用し、教育と福祉・医療の関係部局等が連携を図りながら、地域全体で障がいのある子どもの多様な教育的ニーズに応じたきめ細かい支援を進め、早期からの継続・一貫した支援の充実を図ります。

### 5 総合的な学習の充実

- ①児童・生徒が自ら課題を見つけ、取り組み、解決する力を養うため、体験的・問題解決的な学習を取り入れるなど、学習内容の充実を図ります。
- ②伝統文化を尊重するとともに、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育を推進します。
- ③外国語指導助手招致事業などの推進により、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身につけた「世界へはばたく子ども」の育成をめざして、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- ④鳴門教育大学と連携し、外国人留学生との交流学习を通して国際理解に努めます。
- ⑤各教科や総合的な学習の時間などにおいて、コンピューターやインターネットの積極的な活用を図るとともに、教職員研修の充実に努め、児童・生徒の情報活用能力を育成します。
- ⑥地域の施設や地域の各種団体との連携を図りながら、地域に根づいた地域福祉教育を



推進します。

- ⑦ボランティア活動など生活体験・社会体験学習を積極的に取り入れ、思いやりの心を持った児童・生徒を育てます。

## 6 生徒指導の充実

保護者・地域・関係機関と連携・協力しながら、相互信頼に基づいた生徒指導の充実に努めます。

## 7 防災・安全・健康教育の充実

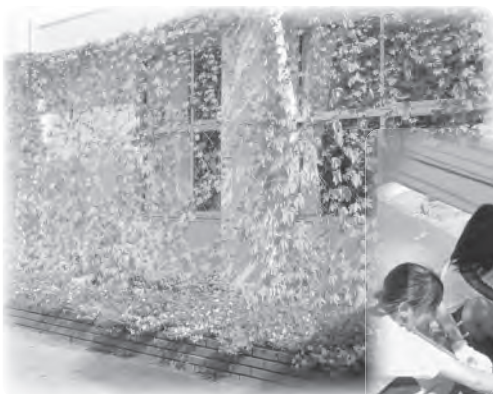
- ①児童生徒が自らの安全を守るための実践的防災対応能力の育成と、防災時に互いに助け合うための防災ボランティア精神の向上を図ります。
- ②保健指導の充実を図るとともに、児童生徒が自分の健康を自分で守ることができるよう、健康の保持・増進に必要な知識・技能の修得に努めます。
- ③交通安全道徳の高揚を図るとともに交通規則の遵守を実践できるよう、交通安全教育の徹底に努めます。
- ④児童生徒の実態に応じて運動、スポーツに親しむことで身体的能力の基礎を養い、積極的に体を動かす機会をつくるなど、教育活動全般を通して子どもの健全な成長・発達を図ります。

## 8 環境教育の充実

- ①ごみの分別、リサイクル化を目標に、ごみ減量の行動計画を定め、リサイクルによる総量的なごみ減量を推進します。特に、給食残食の発生の抑制に努めるとともに、各校の実情に応じて生ごみ処理の再検討を行い、EM菌の活用による堆肥化などのリサイクルを図ります。
- ②教職員と児童生徒が一体となって、環境ISO\*のマネジメントサイクルの手法により、環境学習・環境保全活動を実践していく「なんと環境スクール」を進めます。

## 9 図書館教育と読書活動の推進

新しい学校図書館システムに移行するとともに、引き続き学校図書館サポーターを配置し、学校図書館運営の支援を行い、活性化を図るとともに、読書に親しむ習慣が身につくよう、朝の読書活動や読書の日などの定着に努めます。



緑のカーテン



ALTとの外国語活動の授業の様子

ロードアドプト活動状況

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4



### (3)大学連携

## 04 大学連携の推進

～大学とともに学び、向上するまち～

### 現況と課題

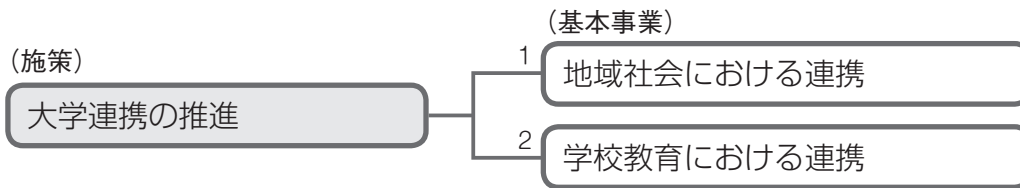
- 1 鳴門教育大学は、地域とともに歩む開かれた大学として、付属施設の開放や地域住民などを対象とした公開講座の開催、留学生と地域住民や小・中学生の国際交流など、さまざまな分野で本市との交流・協力関係を築いてきました。
- 2 本市の設置する各種審議会や委員会などへの大学教員の参画、教職をめざす学生が実践的指導力を培えるよう市内の幼稚園・小・中学校で受け入れるフレンドシップ事業など、さまざまな分野で連携協力を図ってきました。
- 3 平成12年(2000年)6月には、「相互協力関係の充実強化に関する意向書」を締結し、平成14年(2002年)度には、「鳴門市教育委員会と鳴門教育大学との連携強化の覚書」を交わすなど、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や教員の資質向上を図るために、市教育委員会と大学が連携・協力して、本市の設置する各種審議会や委員会などへの大学教員の参画、教職をめざす学生が実践的指導力を培えるよう市内の幼稚園・小・中学校で受け入れるフレンドシップ事業など、さまざまな分野で連携に取り組み、次代を担うひとづくりを進めてきました。さらに、平成20年(2008年)には、「鳴門教育大学教職大学院」が設置され、「鳴門市と国立大学法人鳴門教育大学との連携協力に関する協定書」も締結されるなど、今後においても、協力関係を一層深めることが求められています。
- 4 県内には、徳島大学、四国大学、徳島文理大学等が、さらに、四国内、近畿圏等比較的近距离に数多くの大学があり、さまざまな専門分野の課程があるなど、教育内容も豊かで恵まれた環境にあります。
- 5 今後、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、文化遺産及び歴史資料などの共同研究事業、インターンシップ\*事業、教育・文化フォーラム、特別支援教育サポーター、部活動等支援ボランティア、協力校実習などの具体的活動やそれぞれの得意とする分野を活かした協力事業を通じ、各大学と連携を一層強化していくことが求められています。

### 基本方針

教育・文化・環境・国際交流・福祉など、さまざまな行政分野において、鳴門教育大学をはじめとする近隣の各大学の教育力を活用し、より緊密な相互協力関係を築いていきます。また、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や教員の資質の向上を図るため、連携・協力して実践的な研究及び活動を推進します。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 地域社会における連携

#### (1)文化遺産及び歴史資料等の共同研究

本市のさまざまな文化遺産や歴史資料など、郷土の文化の大切さを子どもたちに教えるとともに、共同研究などについても検討し、地域文化の向上を図ります。

#### (2)生涯学習事業及び教育文化講演会等の開催

市民の教養を高め、地域文化の向上や現職教員などの研修に資するため、鳴門教育大学が提供する公開講座や教育・文化フォーラムなどのシンポジウム・講演会の開催を積極的に支援します。

#### (3)国際交流活動の推進

鳴門教育大学の外国人留学生に対し、日本文化・日本事情体験プログラムなどで実際に学外で体験する機会を与え、日本文化や日本人の心の理解を深めるとともに、鳴門市国際交流協会を通じ、餅つきやどんど焼きなどの日本文化体験交流、生活用品の留学生への貸し出しなど、国際交流活動の推進を支援します。

#### (4)各種審議会や委員会等への大学教員の参画

教育研究資源の活用と地域の教育文化向上のため、各種計画策定における審議会委員、研修会講師、ワークショップやフォーラムの進行役などに鳴門教育大学などの教員の参画を促進します。

#### (5)地域活動への参画

地域生活に密着した青少年育成活動や高齢者を対象とする生きがいづくりの活動など、地域活動に積極的に参画するよう働きかけていきます。

### 2 学校教育における連携

#### (1)次代を担うひとづくり

市内のそれぞれの学校において、教員をめざす学生や教員採用試験に合格した学生を受け入れる協力校研修事業(教育実習)やインターンシップ事業のほか、教職大学院教員養成特別コース院生の実習、フレンドシップ事業、特別支援教育サポーターや部活動等支援ボランティア派遣事業など、学生が教師となるための実践上の力を修得する機会を提供します。

#### (2)教育支援講師・アドバイザー及び教員養成実地指導講師の派遣

鳴門教育大学では、学校を単位として開催する校内研修会・教育研修活動などに教員が出向き、講演、専門的活動、授業実践、指導方法の助言などを行う教育支援講師・アドバイザー事業を行います。一方、本市では、市内の幼稚園や小・中学校の経験豊富な現場教師を教員養成実地指導講師として大学に派遣し、授業の一部を担当することにより、学生に対してわかりやすい授業の進め方を指導するなど、大学における授業の質を高め、学生の意欲・関心の向上を図ります。

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

### (3)大学等地域開放事業や体験学習を通じた相互交流

鳴門教育大学の教育機能や施設を広く地域社会に開放し、地域の子どもたちを受け入れる体験活動や、市内すべての小学校で取り組んでいる阿波踊り体験学習への大学の参加などを通じて、子どもたちが多彩な活動を体験できる機会を提供します。

### (4)地域一体型教育改善の試み

コンピューターの教育利用をテーマとして、市内の学校や市教育委員会と大学の研究会が相互に連携・協力して教育実践研究を行い、「鳴門市における学校の学びの共同体を創る」ことをめざします。

### (5)国際理解教育の推進

市内各小学校に鳴門教育大学の留学生を招き、国際理解教育や国際交流活動を進めることにより、自国や外国文化の良さ、それぞれの文化の違いなどを理解し、相互の価値観を尊重し合える心の育成を図るとともに、国や郷土を愛し平和を願う教育を推進します。



鳴門教育大学留学生との国際交流活動の様子





## (1)生涯学習

# 01 生涯学習の推進

～みんなが学ぶことができるまち～

### 現況と課題

1 本市では、生涯学習に関わる事業として、高齢者学級や女性学級をはじめとする各種学級のほか、さまざまな講座等を開設するとともに、社会教育団体の指導育成などを行っています。今後は、それらの生涯学習活動をより効果的に支援するため、学習グループのリーダー養成を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学べる生涯学習社会の実現に向けた施策を展開していくことが求められています。

これまで生涯学習の推進は、個々人の趣味や教養を高めるためのさまざまな学習機会の提供や場の整備、情報提供などに重点が置かれてきた傾向にあります。今後、社会が急速に変化していくなかで、人々が心豊かに暮らしていくためには、自らの地域社会に目を向け、主体的に関わることができる人を育むとともに、学習で得た知識や技術を地域社会で生かし、自立や社会貢献を図ることのできる取り組みが求められています。また、さまざまな学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発も進めていく必要があります。

2 少子化、高齢化が進む一方、情報化社会の進展など社会の変化にともない、生涯学習活動の拠点である公民館の果たす役割はますます大きくなってきています。本市では、大規模公民館9館、小規模公民館3館を拠点として生涯学習の推進に努めています。さらに、近年、市民の防災や環境問題への意識の高まりや地域自治活動の活性化にともなう住民のニーズに柔軟に対応するとともに、地域住民の自主的・自発的な活動の促進を図るため、平成16年(2004年)度から大規模公民館では各地区自治振興会やNPO法人\*に公民館業務の一部を委託し、公民館の弾力的な運用を図り、地域に根ざした活動を展開しています。今後、さらに公民館の施設・設備の充実を図るとともに、小規模公民館については地域住民の意見を尊重し、可能なものについては、集会所などそれぞれの役割にふさわしい施設として活用を図る必要があります。

3 娯楽や嗜好の多様化、社会環境などの変化にともない、青少年を取り巻く教育環境の悪化、家庭や地域社会の教育力の低下等が懸念されるなかで、青少年の規範意識や道徳心・自立心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。

青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通してさまざまな人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが求められています。

本市においては、“地域で子どもを育てよう”のスローガンのもと、社会教育活動としての青少年の健全育成に関する市民の関心は最近特に高くなってきています。これらの市民活力を有効に活用し、その活動を支援するため、学習プログラムや指導者に関する情報提供や、地域の教育施設の有効活用を積極的に推進するとともに、指導者の育成を図ることが今後さらに重要となっています。

さらに、人権尊重社会の実現とあらゆる差別解消を担いする青少年を育成するため、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進することが重要です。

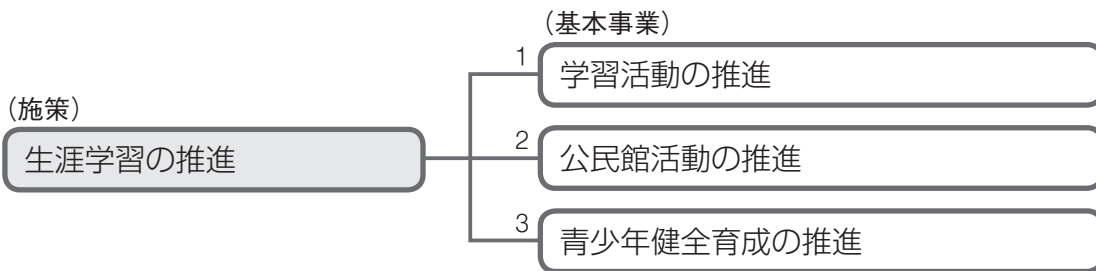
## 基本方針

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な学習活動を促進し、人材の育成とともに、地域の教育力活性化に取り組みます。また、生涯学習活動を通して人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる学習の場において人権教育・啓発に努め、差別のない明るい社会を築いていきます。

公民館は、生涯学習とコミュニティ活動の中心的な役割を担い、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学べ、集えるよう、公民館の多機能化を推進し、“地域が公民館を育てる”という視点に立って、地域の人材を発掘し、指導者の育成とボランティア活動の促進に努めます。

次代を担う青少年を育成するため、地域社会と一体となって子育て環境を整備し、家庭教育学級の充実を支援するとともに、子どもたちの居場所づくりや体験活動、奉仕活動等の機会提供の充実に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 学習活動の推進

#### (1)指導者の育成

市民の生涯学習に関する相談・指導体制を強化するため、社会教育関係職員や社会教育指導員のコーディネート能力などの資質向上に努めるとともに、各種学級・講座や各社会教育団体のリーダー養成を支援するため、指導者研修などを充実します。

#### (2)社会教育団体の育成・支援

社会教育団体の活動をさらに活性化するため、各種機関・団体との連携を密にし、団体相互の協力体制や情報交換ネットワークの強化を図るとともに、団体活動の先進事例や講師に関する情報、活動財源に関する情報の提供に努めます。

#### (3)各種学級・講座の充実

市民による自主的かつ主体的な学習活動の充実・強化を図るとともに、多様な学習ニーズに応えるため、各種学級・講座や生涯学習まちづくり出前講座などの学習内容の充実と学習方法の改善を図ります。

#### (4)人権学習の推進

子どもから高齢者に至るまであらゆる年代層の学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現も視野に入れた人権学習を今後とも積極的に推進します。



## 2 公民館活動の推進

### (1)施設の整備・充実

地域の生涯学習の拠点として、それぞれ地域に根ざした公民館活動が展開されていますが、その施設の多くが老朽化しており、住民のニーズに十分対応しきれていない面もあることから、今後、段階的に修繕等で施設・設備の改善を図るとともに、小規模公民館については、地域の実情を考慮し、可能なものについては集会所等それぞれ役割にふさわしい施設として使用できるよう検討していきます。

### (2)公民館多機能化の推進

時代の進展とともに地域の実情も変化しており、多様化する地域住民のニーズに応えるため、今後は学習の中に身近な日常生活やまちづくりに関するもの、また、地域の実情に即した課題等を各種学級・講座に組み込み、公民館活動への参加者拡充を図るとともに、地域のコミュニティづくりを支援します。また、地域の各種団体や地域住民の参加を得て、公民館祭りや文化祭などを開催し、地域の連帯意識の高揚を図ります。

## 3 青少年健全育成の推進

### (1)指導者の育成

子ども会指導者養成講座「杉の子学校」及び、各小学校地区でのリーダー研修会の充実を図ることで、子ども会や青少年育成団体の指導者研修に対する支援を強化します。また、高校生や青年リーダーの研修に努めることで、ボランティア精神を培い、次代の指導者の養成を促進します。

### (2)青少年団体への支援

青少年団体への指導者の紹介、各種補助事業等の情報提供や申請手続き、各種交流事業などへの支援を行います。

### (3)地域の教育力向上

「地域で子どもを育てる」をめざして、小学校校区ごとに地域の保護者や青少年育成団体等地域の方々の参画を得て、放課後や休日等に子どもたちがスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動を実施する「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

### (4)家庭の教育力向上

幼稚園・小・中学校の家庭教育活動が、より効果的に進めていけるように支援します。

### (5)地域団体等の連携強化

社会教育団体・自治組織などと連携して、市内全体の青少年健全育成の強化に努めます。

### (6)成人式の実施

若者が主体的に参画する成人式の実施について検討を行います。



リーダー研修会

(2)図書館

## 02 市民参加の図書館運営の推進

～読書に親しみ知識を深めるまち～

### 現況と課題

- 平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画をもとに、本市においても平成17年(2005年)3月に「鳴門市子どもの読書活動推進計画」を、平成22年(2010年)3月に同計画の第二次推進計画を策定しました。子どものための読書推進は大きな課題であり、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努め、子どもたちが豊かな心を育み、生涯にわたって読書に親しみ、自ら学ぶことのできる力の育成をめざす必要があります。
- 平成15年(2003年)度からNPO法人「ふくろうの森」に業務の一部を委託し、市民参加による図書館運営を進めたことにより開館時間の延長が可能になるなどサービスの向上に努めています。また、迅速かつ的確な資料提供をめざし、平成19年(2007年)2月に新図書館システムを導入し、インターネットによる蔵書検索や貸出予約が可能になりました。移動図書館車による巡回貸出や、視覚障がい者、高齢者の読書活動を支援するため、一般閲覧室に拡大読書機や自動読み取り機を導入するなど、すべての市民にとって利用しやすい図書館運営に努めています。
- 多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応し、市民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するため、職員の図書に関する知識を一層深めるとともに、利用状況を把握し、バランスの取れた蔵書構成と図書資料、視聴覚資料の整備・充実が必要です。さらに、紙媒体などによる資料・情報と新たにデジタル化された資料・情報を有機的に連携させた「ハイブリッド図書館\*」として充実を図ることが望まれています。乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書活動を積極的に推進し、市立図書館が生涯学習の拠点として、豊かな人生を育むことをめざして蔵書の充実を図るとともに、各種文化団体との連携により文学教室や子ども体験活動、おはなし会活動などさまざまな教育・文化行事を開催するなど図書館活動の活性化を図り、本市の教育と文化の振興に寄与することが求められています。

### ■図書館の状況

(単位：冊、人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
蔵書数	192,995	195,122	196,929	198,728	202,790
登録人数	6,507	8,818	10,143	11,430	12,560
貸出冊数	175,889	150,988	150,964	188,585	188,013

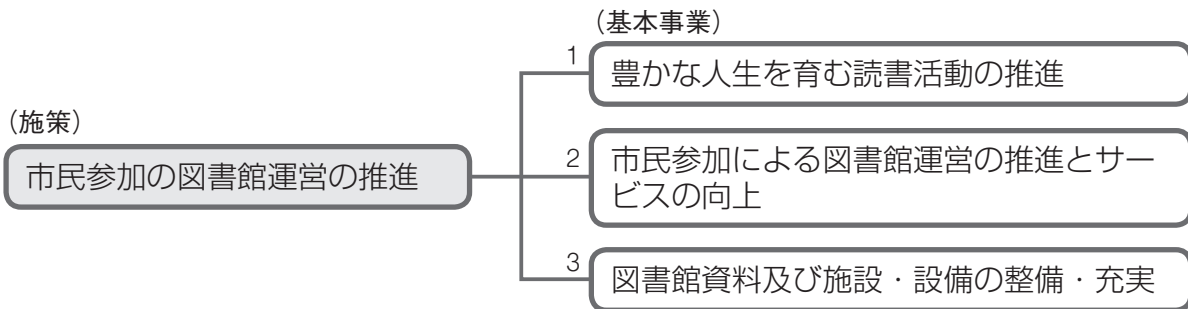
(資料：図書館)



## 基本方針

市民参加による図書館運営を推進し、市民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図ります。さらに、豊かな人生を育む読書活動を積極的に進めるとともに、NPO法人\*や各団体との連携により各種文化的行事を行い、本市の教育と文化の振興に寄与します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 豊かな人生を育む読書活動の推進

#### (1) 読書環境の整備

豊かな人生を育む読書活動を推進するため、読書環境等の整備を図り、子どもから大人まで、読書振興を図ります。

#### (2) 「鳴門市子どもの読書活動推進計画第二次推進計画」に基づいた読書活動の推進

- ① 学校(園)・家庭・ボランティア団体とより一層の連携を図り、図書館ホームページ「情報ひろば」を活用し、情報の共有化に努めます。
- ② 子どもの発達段階に応じた「おすすめ本」のリスト活用、乳児に絵本の読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業の支援など、子どもの読書推進に努めます。

### 2 市民参加による図書館運営の推進とサービスの向上

#### (1) NPO法人との協働による図書館運営の推進

- ① NPO法人との協働による図書館業務を進めることにより、図書館運営の充実を図り市民サービスの向上に努めます。
- ② NPO法人や各種文化団体と連携して、おはなし会、子ども体験活動、文学教室などの文化的行事の開催・支援を進めます。

#### (2) すべての市民にとって利用しやすい図書館運営の推進

- ① インターネットによる蔵書検索・貸出予約サービスの充実に努めます。
- ② 移動図書館車による図書館資料の貸し出し、読書相談活動など巡回サービスの向上を図ります。
- ③ 平日の開館時間延長について広く周知し、図書館の利用促進に努めます。

#### (3) 効率的な管理運営

図書館の管理運営方法について、さらなる効率化に向けた検討を進め、利用者へのサービス向上を図ります。



### 3 図書館資料及び施設・設備の整備・充実

#### (1) バランスの取れた蔵書構成と、図書資料、視聴覚資料の整備・充実

- ① 利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用状況などを把握し、バランスのとれた蔵書構成に努めます。
- ② 移動図書館用図書及び児童閲覧室の資料、視聴覚資料の充実と整備に努めます。
- ③ 郷土資料の収集と整備に努めます。

#### (2) 市民の教養の向上や調査・研究のための支援の充実

- ① 読書相談や図書案内、電子メールなども活用した調査研究の支援を積極的に行い、地域を支える情報センターとしての役割を果たします。
- ② 鳴門教育大学附属図書館や他の公共図書館との相互貸借により、幅広い図書の提供を行います。

#### (3) 学校支援のための図書館有効活用の推進

- ① 学校図書館資源共有型ネットワークを活用した図書の提供の充実を図ります。
- ② 「総合的な学習」や「調べ学習」に対し図書を提供するとともに、学校図書館主任や担当者、学校図書館サポーターと図書館職員の連携を図り、地域の公共図書館として学校支援を進めます。

#### (4) 「ハイブリッド図書館」の推進

高度情報化社会に対応した図書館機能の充実を図るために、従来の書物・書籍資料などをベースにした図書館と電子図書館としての機能をあわせもつ「ハイブリッド図書館」の推進に努めます。





(3)スポーツ・レクリエーション

## 03 生涯スポーツの振興

～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

### 現況と課題

- 1 少子高齢化にともない、本市においても人口構造に大きな変化が進み、学校体育、競技スポーツ等における競技人口の減少が見られる一方、生涯スポーツに対し市民の関心は極めて高く、自らの体力づくり、健康管理のためスポーツ・レクリエーション活動のニーズも多様化、多世代化しています。しかし、スポーツの拠点となる施設等の老朽化等による環境整備が遅れていることなどから、市民に対してスポーツを行う機会の提供が十分にできていない現状があります。こうしたことから、本市の競技・生涯スポーツを推進する施策として、計画的な各体育施設の整備が求められています。
- 2 適度に体を動かしたり、ウォーキングや太極拳などの有酸素運動をすることは、生活習慣病の予防や寝たきり防止に役立つと多くの市民が理解してきています。また、市民総参加型スポーツイベントを通じて市民が交流を深めていくことは、市民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向かって、ともに努力し達成感を味わうことにつながり、市民が地域に誇りと愛着を感じるほか、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成し、人間関係の希薄化の改善や地域社会の再生にもつながると期待されてきています。
- 3 生涯スポーツ社会の実現をめざし、子どもから高齢者までだれもがスポーツの体験、多世代間の交流、親睦を図りながら、いろいろなスポーツ活動を実践することで自らの体力づくりや健康管理、また、技術の取得・向上に励むことができる総合型地域スポーツクラブの定着を促進する必要があります。

### ■社会体育施設の利用状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鳴門勤労者体育センター	9,036	8,831	11,196	12,347	13,043
鳴門市体操場	15,070	15,481	19,296	19,233	15,942
鳴門市市民会館	18,376	16,496	20,371	22,497	9,833
鳴門市総合運動場	10,464	9,338	9,608	10,077	9,261

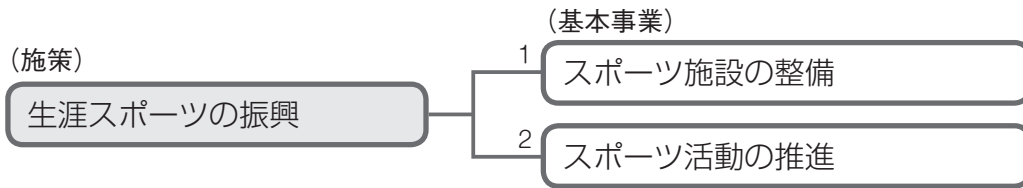
(注)平成22年8月～平成23年2月末まで市民会館休館

(資料：体育振興室)

### 基本方針

本格的な高齢社会の到来により、生涯スポーツの重要性が高まるなか、子どもから高齢者、障がいのある人、だれもがともに、それぞれの体力や年齢、興味、関心、技術の向上など、目的に応じて、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。また、体育協会加盟団体の各競技指導者の育成と確保を図りながら、競技力の向上をめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 スポーツ施設の整備

#### (1) 体育施設の整備

- ① 既存の体育施設等の維持管理を図りながら有効利用に努めます。
- ② 生涯スポーツの拠点となる各種体育施設の整備について検討を進めます。

#### (2) 学校体育施設等の開放

学校施設を地域住民に積極的に開放し、生涯スポーツの推進を図ります。

### 2 スポーツ活動の推進

#### (1) 生涯スポーツの推進

- ① 市民のだれもがそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の支援を進めます。
- ② スポーツ推進委員を育成・活用し、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ・レクリエーション等の普及を図ります。

#### (2) 各種スポーツ大会の充実

鳴門市体育協会加盟競技団体主催による市民体育祭、鳴門クロスカントリー大会、スポーツ少年団スポーツ大会、各種スポーツ大会の開催や支援を積極的に行い、競技力の向上や生涯スポーツの推進を図ります。

#### (3) 競技力の向上及び有能な指導者・選手の育成

各競技における競技力の向上を図るため、体育協会と連携し有能な指導者の確保に努めるとともに、各種のスポーツ教室を定期的に行い、有能な選手の発掘・育成強化に取り組めます。

#### (4) 市民総参加型スポーツイベントの実施

多くの市民が手軽で気軽に取り組めるスポーツなどの機会をつくり、心身のリフレッシュを図り、健康づくりや体力の増進を図るとともに、市民の一体感の醸成を図ります。



鳴門クロスカントリー大会



#### (4)文化振興

### 04 暮らしの中で文化と創造が息づくまちづくりの推進

#### ～暮らしの中で文化が息づくまち～

#### 現況と課題

- 1 本市では、文化施策を総合的かつ計画的に推進することで、暮らしの中で文化と創造が息づき、豊かで活力のある鳴門市の未来を拓くことを目的として、平成18年(2006年)12月に「鳴門市文化のまちづくり条例」を制定しました。平成20年(2008年)3月には、文化振興の指針となる「鳴門市文化のまちづくり基本計画」を策定し、文化のまちづくりをめざした取り組みを進めています。
- 2 平成23年(2011年)5月現在、86団体が加盟している、県内でも有数の伝統と実績を誇る鳴門市文化協会と連携し、芸術祭(文化展・市展・芸能祭・市民文芸の発刊)の開催や市民ギャラリー展の開設など、市民の文化芸術の発表と鑑賞の場を提供し、その活動を支援してきました。また、文化芸術のすそ野を拡大するため、各種文化講座を開催し、幅広く市民が活動に参加する機会の提供に努めてきました。今後、市民による文化芸術活動をより一層活発なものにするためには、「文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、市民がさまざまな活動を行うための機会の提供や文化活動を担う人材・団体の支援を進める必要があります。さらに、情報収集と発信、地域の伝統文化などの継承と発展といった多様な施策を、市民等との協働により推進することが必要です。
- 3 文化会館については、地域文化活動の拠点として、市民が優れた舞台芸術文化に触れることができる機会を提供し、また、市民みずからの出演による舞台芸術発表の場を身近に提供することなどにより、創造的な文化活動を推進してきました。しかし、今後、安定的で継続的な管理と柔軟な発想による舞台芸術文化の充実や稼働率の向上を図るためには、民間の知識や能力の活用が必要になっています。

このため、指定管理者制度を導入するとともに、文化会館を拠点としてこれまで培ってきた市民の舞台芸術活動が継続的に充実・発展できるよう、市として支援する必要があります。特に、市民が手作りで毎年開催してきたベートーヴェン「第九」演奏会の開催は、独創性のある地域文化芸術の創造の面からも重要です。

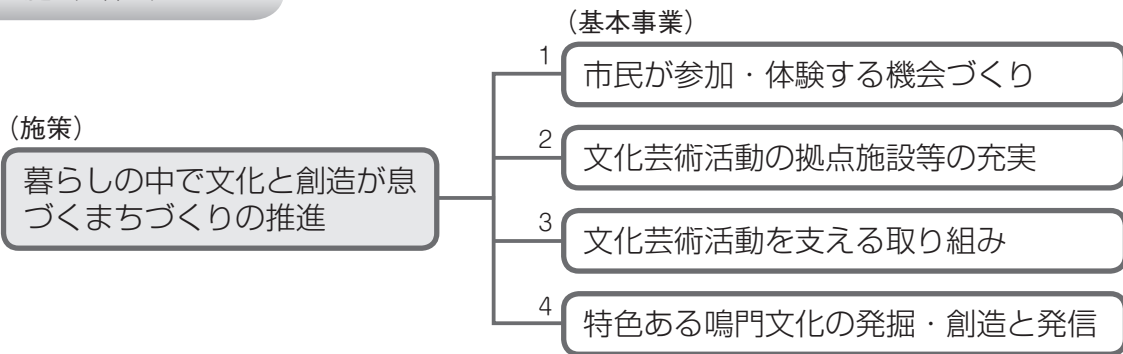
一方、築後30年が経過し、文化芸術振興の中核拠点として、文化会館の舞台・音響・照明等既存施設の整備・改修を長期的な視点で検討するとともに、定期的な施設の保守整備を図っていく必要があります。
- 4 賀川豊彦記念館は、福祉活動や平和運動で、世界的に活躍した「賀川豊彦」の業績を顕彰するために平成14年(2002年)3月に建設されました。平成18年(2006年)度からは指定管理者による管理運営を行っていましたが、さらに運営の効率化やサービスの向上を図るため、平成24年(2012年)度からは、ドイツ館との一体管理による指定管理に移行します。

また、平成22年(2010年)3月に閉館した旧鳥居記念博物館については、本市のシンボルとして市民の愛着心向上を図りながら、効果的な活用に努める必要があります。

## 基本方針

「鳴門市文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、多様な鳴門の文化を保護・発展させるとともに、その成果を経済活動や学術研究・社会生活などに活かし、まち全体の活性化を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 市民が参加・体験する機会づくり

#### (1)市民が気軽に参加できる文化行事の開催

鳴門市文化協会との協働による芸術祭(市展・文化展・芸能祭・市民文芸誌発刊)や市民ギャラリー展の開催など、市民が気軽に発表や鑑賞ができる機会を提供します。また、市展において作品の創作を見学・体験できるコーナーを設置するなどの工夫に努め、市民の文化芸術への親しみや理解・関心を高めます。

#### (2)文化芸術に親しむ講座の実施

幅広い分野での「市民文化講座」や「出前講座」を開設し、市民や児童・生徒がさまざまな文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者などによる学習の場を提供します。

#### (3)高度な文化芸術に接する機会の提供

各分野を代表する講師や公演を国内外から招致し、市民が質の高い文化芸術に接する機会を提供します。

#### (4)産学官の連携による文化芸術活動の機会づくり

鳴門教育大学や大塚国際美術館など他の機関・団体と提携して、さまざまな文化芸術と触れあう機会の提供を図ります。

#### (5)すべての市民が文化に親しむ環境づくり

①子どもから大人までさまざまな年代の市民が文化芸術に触れ、文化活動に参加しやすくなるよう、年齢層に応じた文化的ニーズの把握に努め、多様な機会の提供や環境の整備を図ります。

②高齢者や障がい者が文化芸術を楽しむ機会を充実させるため、病院や福祉施設と文化関係団体等が連携して作品展示や創作体験活動を行えるような環境づくりに努めます。

#### (6)文化情報の収集と発信

発表会・公演・個展などの文化行事や文化団体等のお知らせ・募集などの文化情報を幅広く収集し、インターネットや広報誌などを通じて発信することにより、市民の文化芸術活動への参加促進を図ります。



## 2 文化芸術活動の拠点施設等の充実

### (1)文化会館の安定的・継続的運営の確保

- ①舞台を中心としたホールの管理運営ができる民間事業者を指定管理者に選定し、文化会館の安定的かつ効率的な管理運営を図ります。また、文化会館の大規模な補修や改善は市が計画的に行い、継続的に運営ができる環境整備を進めます。
- ②民間の経験を活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、自主事業の充実が行えるよう指定管理者を指導し、適切な管理運営を行います。
- ③本市はベートーヴェン「第九」交響曲のアジア初演の地であることを誇りとし、NPO法人鳴門「第九」を歌う会とともに「第九」演奏会を開催し、今後とも全国に「第九」初演の地を広く発信することで、「第九」初演の地のブランド化の推進を図ります。
- ④市民の幅広い文化芸術活動の発表の場である芸術祭においても、舞台芸術発表の場として継続して開催できるよう支援します。
- ⑤文化庁やNHKなどに働きかけ、幅広い芸術劇場やワークショップ、優れた舞台芸術や公開録画を招へい・共催するなど、指定管理者の行う文化会館事業の充実を支援します。
- ⑥会館を利用する音楽・芸術・舞踊・芸能等の各文化芸術団体が文化会館を舞台としてさまざまな文化芸術活動が展開できるよう、広報活動や機材の貸し出し等で支援します。

### (2)既存施設等の活用

ドイツ館・賀川豊彦記念館などの既存文化施設や図書館・公民館・学校などの公共施設のほか、民間施設(美術館・病院・介護保険施設・福祉施設・商業施設・空き店舗等)などについても文化活動の場として活用の可能性を検討します。市内のさまざまな施設で文化芸術活動が行われるような環境の整備をめざすとともに、施設の利用に関する情報の提供に努めます。

### (3)文化芸術活動拠点の整備構想

美術・工芸部門の作品の展示及び制作、各種教室などの文化活動が日常的に実施でき、市民が発表の場として使用しやすい小ホール的な機能も備えた、本市の文化芸術活動の拠点となる場の整備について検討します。

## 3 文化芸術活動を支える取り組み

### (1)文化芸術活動を担う人材及び団体の支援

鳴門市文化協会をはじめ、文化芸術に携わる人材や団体の活動を支援するため、文化活動相談窓口を設置します。

### (2)文化芸術活動を支える仕組みづくり

文化行事の準備や運営をサポートする文化ボランティアの育成や、企業等による文化的地域貢献活動、優れた文化活動に対する顕彰制度など、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

## 4 特色ある鳴門文化の発掘・創造と発信

### (1)鳴門に息づく文化芸術の発掘と創造

- ①鳴門の歴史や風土に育まれた地域文化を発掘・再認識するとともに、新たな文化芸術の担い手や分野を開拓し、個性あふれる鳴門文化として情報発信します。
- ②鳴門市史現代編の発刊に向けて、歴史資料の収集など編さんの準備を行います。

### (2)鳴門市文化月間

鳴門市文化月間(5月15日から1か月間)は、鳴門市文化展や「第九」演奏会をはじめ

魅力的な文化行事の開催をめざすとともに、協賛のイベントを募集し、幅広く情報発信することで、鳴門市ならではの文化振興月間として定着させていきます。

### (3)文化的な景観や環境の保全と創造

豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観は文化を育む貴重な資源であることから、その保全及び再生に努めます。また、ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。

### (4)文化芸術の地域での活用

市民の創作物の商品化やデザインのまちづくりへの活用など、文化芸術活動の成果や特色ある鳴門文化が、地域の産業や観光及び社会の発展に結びつくよう、文化・学術・企業・各種団体等の幅広い分野の関係者から意見・協力を得ながら支援を行っていきます。



鳴門市展



大塚国際美術館システィーナ・ホールでの「第九」交響曲演奏会

